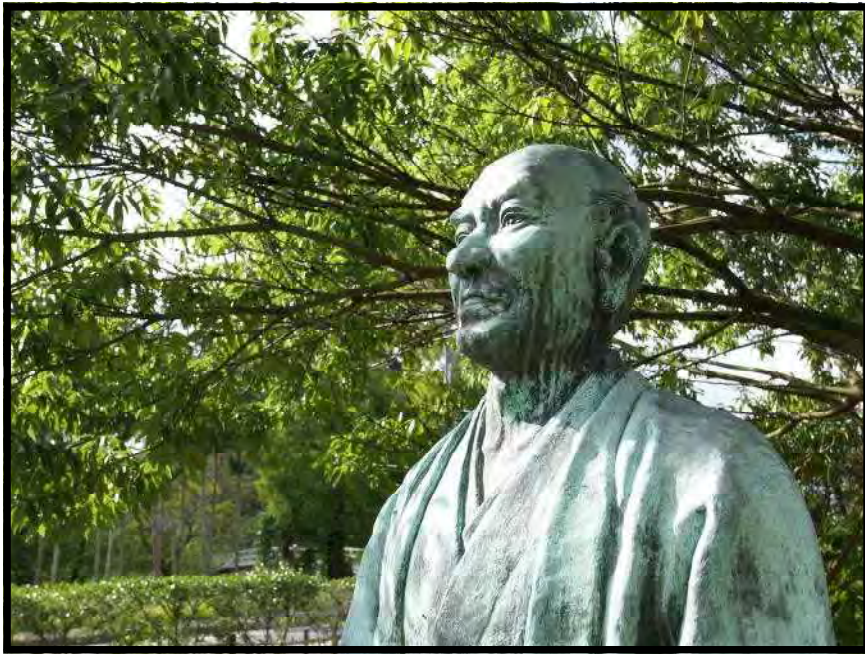


相馬市復興計画

Ver.1.2



二宮尊徳 回村之像

平成24年3月

相馬市復興会議

目 次

第1章 基本構想	1
第1節 計画方針	1
第1項 基本理念	1
第2項 計画の期間	2
第3項 計画の進行管理	2
第2章 基本計画	3
第1節 ソフト事業	3
第1項 応急仮設住宅での生活支援	3
第2項 医療、介護、健康管理	6
第3項 放射能対策	8
第4項 教育、子どもたちの成長	12
第5項 経済対策	17
第6項 孤独死対策	20
第7項 市役所体制の再整備、他の自治体職員・ボランティアの受入体制整備	22
第2節 ハード事業	24
第1項 ガレキ処理	24
第2項 被災地整理	26
第3項 住宅の整備	31
第4項 漁業基盤整備	34
第5項 農業基盤整備	36
第6項 一般製造業及び第三次産業の支援	38
第7項 相馬港の整備	39
第8項 道路、鉄道等の整備	40
第9項 防災体制整備	43
第10項 被災鎮魂記念館の整備	46
第11項 再生可能エネルギー生産の整備	47
第3章 資料	49

報 徳 仕 法

江戸時代後期、相馬中村藩は、天明・天保のききん後の衰廃回復のため、幕府の許可を得て興国安民の法（報徳仕法＝御仕法）を採用。多くの藩がききんの打撃から立ち直れず、崩壊していった中、藩財政を立て直し、藩勢を回復しました。

御仕法の原理は、至誠・勤労・分度・推譲という基本理念を中心思想として、経済の復興と安定、そして民情を豊かにするというもので、その精神は市民憲章にもうたわれ、今なお市民の心の支えとして生きています。

市 民 憲 章

昭和51年3月31日 制定

私たち相馬市民は、古くから海と山との美しい自然に親しみ、豊かな心がはぐくまれてきた。この豊かな心と共に自然の恵みはこれを永遠に伝え、文化は時の流れに従い、これを伸展させなければならない。そのためには、今にのこる野馬追を伝えと共に、信義、礼節を知り、うたいつがれてきた数々の民謡に人情を培いながら、生涯教育を尊重し、更には報徳の訓えに心をはげまし、調和のあるふるさとづくりに努力をかたむけより明るく豊かな相馬として引きつぐべきである。

ここに私たちは次のことを市民憲章として提唱し、住みよい相馬のまちづくりに努力しよう。

- － 美しい相馬の海と山とを、うたいつぐふるさとのうたと共に、あすのくらしにのこそう。
- － 報徳の訓えに心をはげまし、うまずたゆまず豊かな相馬をきずこう。
- － ふるきをたずね、新しい相馬のまちづくりに一人一人の力をかたむけよう。

第1章 基本構想

第1節 計画方針

第1項 基本理念

平成23年3月11日午後2時46分に発生した東日本大震災によって、本市では、死者458名、また環境の激変などによる震災関連の死者11名、津波による家屋等の流出が1,000棟を超えるなど、人的にも物的にも甚大な被害を受けました。

震災後約3ヶ月間は、約4,400名の市民が避難所生活を余儀なくされましたが、現在は、仮住まいながら応急仮設住宅をはじめとするそれぞれの独立住居で新たな生活を営んでいます

今後、応急仮設住宅から恒久的住宅に移り、被災者が自立した生活を営むことができるように、「高齢者、子供、青壮年層がそれぞれの人生のステージで、生活再建をどのように果たしていくか」を念頭に置いて、ソフト事業を展開していきます。

また、津波により生活・職業空間が失われた被災地の土地利用を図り、基幹産業であった漁業、農業を復活させ、被災者の方々の人生設計の基盤づくりに努めます。

加えて、最終的には恒久住居を確保して、可能な限り地域コミュニティを維持した、思いやりとふれあいにあふれた、新たな地域社会を再構築することを目標としていきます。

国では東日本大震災における復興施策の司令塔となる組織として、復興事業全体を統括・推進するための復興庁を発足させ、復興に向けた国の支援体制が確立されました。

また、復興を財政的に支援する復興交付金制度が新たに創設されたので、被災地の土地利用や、新たな住宅地と恒久住宅の早急な整備など、更なる具体化を進めていきます。

福島第一原子力発電所の事故による被害には、除染による生活・農業・水産業をはじめとする産業基盤の回復や、健康管理面において注力していきますが、本市はこの地にとどまって、被災者とともに復興新生を果たすと決意し、今日まであらゆる努力をしてきましたので、今後も風評被害等に負けることなく、地域一丸となって努力していきます。

我々相馬市には、報徳仕法で育てられた市民の勤勉性と、古より幾多の苦難を郷土一体となって乗り越えてきた強力な住民の絆があります。

近年は、市役所で取得したISO9001などの近代的行政手法を身につけてきました。これら市民の絆と行政の総合力は、本市の持つ大きなパワーです。

市民一丸となって、平成のこの時代に我々を襲ったこの災害を力強く乗り切っていくために、相馬市復興計画を策定します。

- 高 齢 者 …今後の人生を不安なく安定して生活できるよう、住居整備、生活支援をすること。
- 子ども達 …PTSD（心的外傷後ストレス障害）対策をはじめ、健やかに成長できるよう支援するとともに、良好な教育環境を提供すること。
- 青 壮 年 …被災から立ち直り、新たな人生設計ができるように、職業、住居等において環境整備をすること。

第2項 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度までの5年間とします。

この計画に基づき、応急仮設住宅から恒久住宅等への移住を平成26年度までを目標とします。ガレキの処理については、平成25年度までに完了、漁業の復興については平成25年度、農業の復興については、概ね平成27年度までに完了することを目標とします。

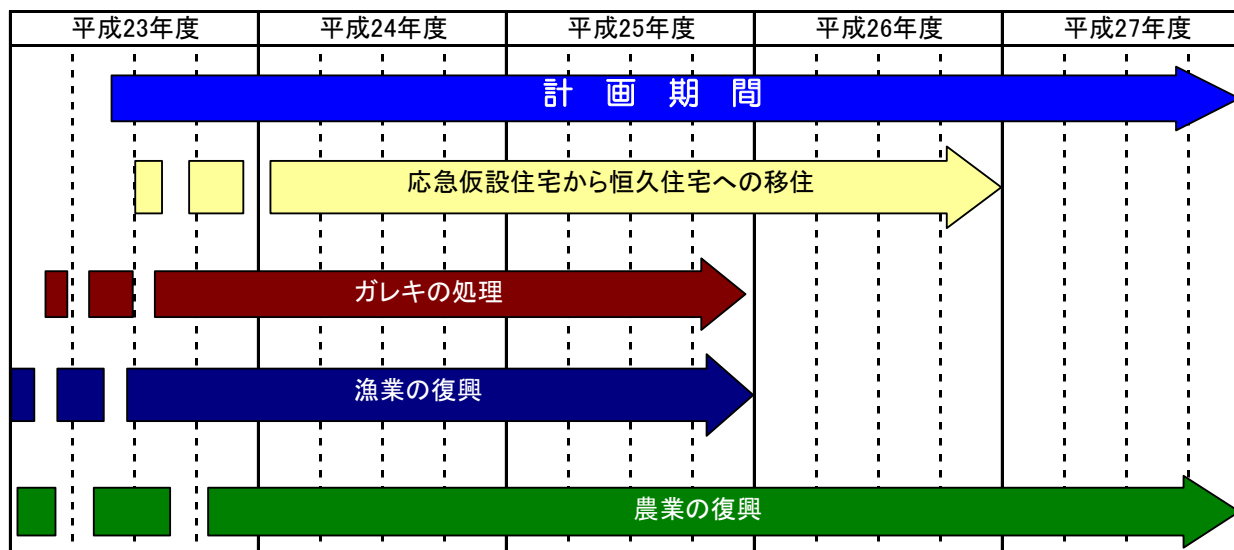
第3項 計画の進行管理

東日本大震災からの復興について、着実な実現を図るため、市民代表や関係団体から構成される「相馬市復興会議」を定期的で開催することにより、各事業の推進状況を把握するとともに新たに発生する課題についても対応し、事業の見直し・充実を図ります。

また、本計画は、市民の積極的な参画を求めるとともに、常に情報の開示に努めながら、市民と共に復興新生を考えていくことを基本とします。

したがって、計画をホームページ上で公開し、年度ごとの実績と検証及び市内外を取り巻く情勢の変化を踏まえ、年度ごとに見直しをします。

さらに、国や県が策定する各復興計画・指針との整合性を図るとともに、的確な財政分析のもとに計画を見直し、その計画に沿って真に本市の発展に必要な施策を検討します。



第2章 基本計画

第1節 ソフト事業

第1項 応急仮設住宅での生活支援

課題

地震・津波被害により被災した多くの住民が、応急仮設住宅や県借り上げ住宅、親類宅などに避難しておりますが、市が支援をしていくためには、被災者の居住地、就労状況等の把握が必要条件となりますので、今後とも継続的に被災者のデータベース化に尽力していきます。

家屋に被害を受けた被災者の多くは、今まで住んでいた場所を離れ、生活環境が大きく変わり慣れない場所で制約の多い生活を送っていることや、将来設計が見えない中で生活により、体調不良やストレスを抱える人も多く、健康管理や身体的、精神的なケアが必要となっています。

また、旧集落が分散化され、旧来の近所付き合いが一時的に中断していることにより、孤独者が発生する可能性があるため、この点に対するきめ細やかなマネジメントが必要となっています。

応急仮設住宅での生活では、高齢のため、自ら買い物に行けない、医療機関に診療を受けに行くことができない、交通・買い物弱者が発生しているため、対応が必要です。

応急仮設住宅などの避難先では、生活に必要な物資が不足しているため、その需要を把握するとともに、必要な物資を調達し、供給することが必要です。

復興方針

- ・被災住民の状況把握と支援体制の確立
- ・応急仮設住宅のマネジメント体制の確立
- ・応急仮設住宅での各種サービスの提供
- ・ボランティア活動の支援
- ・被災児童等の支援

具体的施策

①被災住民のデータベース化

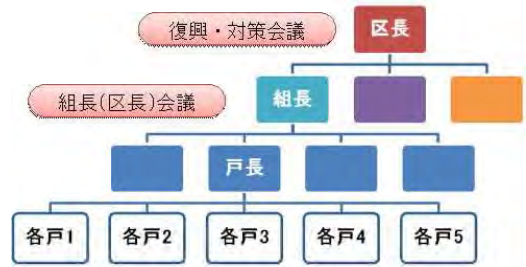
- ・震災における被災者の被災状況や家族状況・現住地の把握に努めます。
- ・被災者の就労状況や震災により職を失った人たちの状況について確認します。
- ・被災住民の把握に際しては、市のみならず行政区長や民生委員、農協、漁協等の協力を得ながら実施します。



応急仮設住宅

②マネジメント体制づくり

- ・ 応急仮設住宅の管理体制を構築するため、各応急仮設住宅ごとに、入居者の代表となる組長と各棟ごとに置く戸長からなる組織体制「組長戸長体制」を構築し、安心して暮らせる場所づくりに努めます。
- ・ 各応急仮設住宅の課題を把握し、安心して暮らせる場所づくりについて連絡調整を密にするため、各組長で構成する組長会議を開催し、意見を集約します。
- ・ 上記「組長戸長体制」については、他自治体からの入居者にも適用し、組織体制を構築するものとします。なお、市においては、各応急仮設住宅に担当部署を編成し、迅速な連絡体制を構築します。
- ・ 応急仮設住宅入居者の状況把握のため、「組長戸長体制」と併せて、福島県社会福祉協議会が雇用する「生活支援相談員」との連携を図り、きめ細やかな支援体制を構築します。



③各種行政サービスの提供

- ・ 相馬市社会福祉協議会と連携し、「相馬市生活復興ボランティアセンター」や「生活支援相談員」を活用した応急仮設住宅の見守り、相談、交流の場づくり等、きめ細やかな各種行政サービスを展開します。
- ・ 応急仮設住宅において、行政サービスを低下させないよう、被災者への支援を行う各種業務を実施する場所を設置します。

④買い物支援

- ・ 自ら移動手段をもたない被災者を対象として、市街地から離れている応急仮設住宅と市街地商店街、公共施設及び医療機関等を結ぶ巡回車「おでかけバス」を運行し、生活の利便性を向上させます。
- ・ 被災した身体障がい者の生活チェック及び買い物弱者に対する食材並びに生活品の購入機会を提供することを目的とした身障者訪問並びにリヤカー引き個別販売「身障者・買物弱者支援事業」を実施します。



応急仮設住宅と市街地を結ぶおでかけバス(H23.6.20～)

⑤買い物場の提供

- ・ 被災者の応急仮設住宅での利便性の向上及び店舗を失った被災者のため、応急仮設住宅近隣地区や中心市街地に買い物場となる仮設店舗を設置し、生活の利便性を向上させます。
- ・ 仮設店舗での販売は、被災した事業主が行うことにより、雇用の確保や緊急的生活基盤の確保となるものとします。



リヤカー引き個別販売

⑥イベントの開催

- ・ボランティアによるイベント開催については、市担当部署と「組長戸長体制」での間で調整し、善意が適切にコミュニティに反映されるようマネジメントします。

⑦食料物資等の配給

- ・全国から寄せられている救援物資等については、各組織（行政区長、組長戸長体制）を活用し、迅速かつ確実に配付できるよう配給システムを構築します。

⑧全体交流場の設置

- ・被災者が安心して暮らせるサポート体制を確立、維持するため高齢者等サポート拠点センターを応急仮設住宅地区内に設置し、高齢者の憩いの場、介護予防事業の実施等、各種業務を運営します。
- ・高齢者等サポート拠点センターで、日中保護者がいない被災児童等に、お年寄りとのふれ合いや遊びなどの生活の場を提供し、健全な育成を図るための放課後児童クラブ事業を実施します。



大野台高齢者等サポート拠点センター

⑨ボランティア参加募集と系統的運用

- ・ボランティア活動については、相馬市社会福祉協議会で運営する相馬市生活復興ボランティアセンターにおいて集約し、運用の一元管理を実施します。
- ・応急仮設住宅でのボランティア活動は、各組長との調整のうえ、必要となる活動について支援をします。



高齢者等サポート拠点センター 利用風景

主な施策

事業名	実施場所	事業概要
応急仮設住宅生涯学習推進事業	大野台応急仮設住宅、北飯淵応急仮設住宅等	震災後の新たな生きがいづくりや心身のリフレッシュ、地域コミュニティづくりを目的に応急仮設住宅の集会所を利用して、生涯学習講座を実施する。
被災児童等放課後児童クラブ事業	大野台、柚木高齢者等サポート拠点センター	震災の影響で、日中保護者がいない児童等を対象に、応急仮設住宅の高齢者サポートセンターを利用して、被災児童等放課後児童クラブを実施する。

第2項 医療、介護、健康管理

課題

本市では、幸いにも医療機関や介護事業者の施設などへの直接的な被害はありませんでした。

しかし、障がい者、要介護者のみならず多くの住民が、生活環境が大きく変わったことによる身体的・精神的ストレスを受けているため、より一層充実した、かつ、きめ細やかなケアが必要となっています。

あわせて、近隣市町村から市内に避難している方についても同様のケア体制の構築を考えなければなりません。

また、沿岸部におけるガレキ処理やヘドロ除去作業などの復興作業においては、ガレキ粉じんやアスベスト被害の影響が大きいいため、健康被害の低減化を図る必要があります。

さらに、本市を含む相双地方の地域医療を考えた場合、医師および看護師の不足や精神科医療の不足が生じているため、診療体制の確保が急務となっています。

復興方針

- ・住民の集団検診体制の確立
- ・ガレキ粉じん被害対策システムの構築
- ・アスベスト被害対策の把握
- ・医療体制の充実
- ・医療費無料化の拡大



集団検診風景(H23.9.19)

具体的施策

①医療機関通院の利便性確保

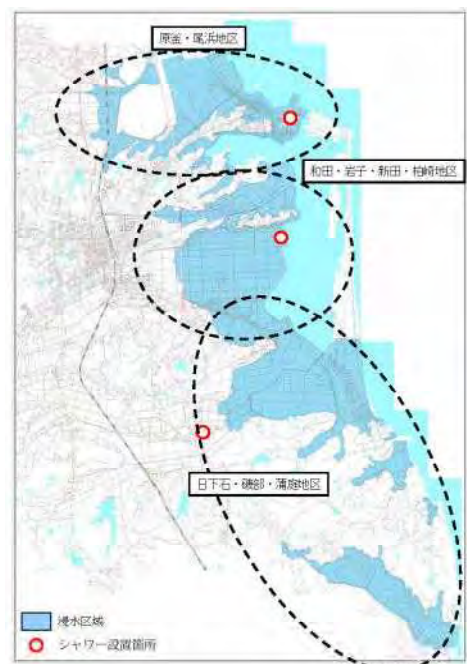
- ・応急仮設住宅に居住する被災者の通院の利便性を確保するため、応急仮設住宅と各医療機関を結ぶ巡回車「おでかけバス」を運行し、医療機関での診療を受けやすくします。

②集団検診体制

- ・被災者の健康状態の把握のため、集団での健康診断を定期的を実施します。

③ガレキ粉じん被害対策

- ・沿岸部を襲った津波により相当量のヘドロが堆積しており、復興作業に際して、その健康障がい懸念されるため、浸水領域ごとにシャワーを設け、作業員あるいは住民が粉じんを生活領域に持ち込まないようにするなど、本市独自のシステムを構築し、健康障がいの低減化を図ります。
- ・沿岸部に堆積したヘドロは、その処理方法を検討します。



④アスベスト被害対策

- ・建物の倒壊により、吹きつけアスベストやアスベストを含む断熱材などがガレキとなっており、その粉じんにより健康被害が生じる恐れがあるため、空中に浮遊するアスベスト濃度測定を実施します。また、その測定結果をホームページ及び広報そうまに掲載し周知します。
- ・継続的に測定するアスベスト濃度を注視し、今後想定される健康被害等に対する対応策について検討します。



アスベスト濃度検査

⑤公立相馬総合病院病棟対策

- ・本市における災害拠点病院としての役割を担う公立相馬総合病院の医療の質の向上に努め、当地方を含めた相双医療圏における災害拠点病院としての機能の充実強化を図ります。
- ・震災により被害を受けた公立相馬総合病院第1病棟については、救急・外来・手術・透析療法等の機能を有する病棟として改築します。
- ・震災により被害を受けた公立相馬総合病院第2病棟の耐震化工事を進め、診療体制の維持に努めます。

⑥市内救急病院の機能強化

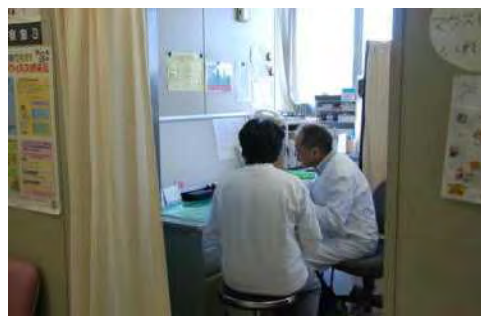
- ・相双地方の医療が危機的状況にある中、相馬市内では医療を提供できなかった口腔外科の新設などを行い、相馬市内での医療機能の充実・強化を行うとともに、高度医療機器の整備を図り、相双地域の医療機関との連携を行います。

⑦精神科診療の充実

- ・相双地域の中核となる南相馬市の精神科診療施設が、震災により休診となっているため、福島県立医大と連携のうえ応急的精神科診療体制の維持に努めます。
- ・震災の復興状況を踏まえ、相双地域での精神科診療が可能な医療機関の誘致に努めます。

⑧高校生等医療費無料化

- ・原子力発電所事故による子どもの健康不安を解消し、さらに子育て支援の充実のため、これまで中学3年生までとしていた、診療時間内診療の医療費無料の対象を、高校生等までに拡大します。



公立相馬総合病院での精神科診療

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
訪問チェック員事業	市内仮設住宅及び被災した身体障がい者宅等	被災した身体障がい者193名を対象に週に1回訪問し生活状況や健康状態のチェックをする。

第3項 放射能対策

課題

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所における原子力災害では、多くの市民が不安を抱えながらの生活を余儀なくされているほか、一部では、幼児等の健康への影響を懸念して、自主的に避難し、家族が離ればなれに生活することを選択するケースがでています。

また、放射性物質が大気へ拡散し、野菜や肉用牛などの出荷停止の措置がとられたり、稲作の作付け制限措置がとられたほか、高濃度汚染水の海洋流出により、津波被害を乗り越え再建に取り組んでいる漁業者においても、操業を自粛せざるを得ない状況に追い込まれています。

加えて、今回の災害により生じた風評被害は、農林水産業はもとより、製造業や商業、観光産業等のあらゆる分野に及び、本市の産業は極めて深刻な影響を受けています。

さらには、放射性物質に汚染された汚泥やガレキの最終処理方法が示されず今後の復旧・復興に大きな弊害を及ぼしています。

本市では、東京電力に対し、これらの事態を一刻も早く収束させることを求めた内容で要求書を提出しました。

復興方針

- ・放射線量の測定と公開
- ・生活環境除染対策
- ・状況悪化時における緊急対策
- ・市内における放射線メッシュ測定と対策
- ・教育施設における放射線量ミニホットスポット調査と高線量地点の除染
- ・除染計画（P D C Aサイクルによる測定、除染作業を行い住民の理解を得るよう努める）
- ・除染に伴う除去土砂等の仮置場の設置
- ・ガラスバッジによる継続的な放射線測定と対策
- ・給食食材に含まれる放射性物質の測定
- ・農産物に含まれる放射性物質の測定
- ・ホールボディカウンター等による放射線の内部被ばくの実測



健康相談



玉野地区での住民説明会

具体的施策

①広報体制の整備

- ・放射能について正しい知識を身につけるために、市内において放射能に関する住民説明会を開催します。

②市内における放射線メッシュ測定

- ・市内における放射線量とホットスポットを測定するため、市内全地区においてメッシュ測定を実施します。市内各ポイントでの放射線量の測定を継続的に実施します。
- ・測定結果について、速やかにホームページ及び広報そうまにて公表します。

③教育施設への対応

- ・学校における詳細な放射線量を把握するため、各学校の50ポイントのミニホットスポット調査を継続して実施します。
- ・児童生徒に対する正しい放射線の知識を伝えるため、教職員への放射線に関する講習会を実施します。



放射線メッシュ測定の様子

④玉野地区への対応

- ・放射線量が高い玉野地区において、より詳細なメッシュ測定を実施します。
- ・放射性物質による汚染の除去が必要な場所について除染を行います。また、正しい除染方法についての講習、訓練を実施します。
- ・玉野地区の居住について健康不安を解消するため、地区住民を対象とした健康相談を実施します。また、応急仮設住宅への入居を受け入れます。



玉野地区健康相談(H23.5.28)

⑤除染計画

- ・相馬市が平成23年12月28日に策定した相馬市除染計画に基づき、「放射性物質除染マニュアル」による除染を、住民の協力を得ながら実施します。
- ・放射線量測定→除染作業→放射線量測定のサイクルにより、放射線量の低減化に努めます。
- ・玉野地区については、国による平成24年産の稲の作付制限区域に設定されるため、平成25年産稲の作付を目指し、国・県の指導を受けながら、福島県農林地等除染基本方針に基づいて農地の除染を実施します。
- ・その他の地区については、土壌調査の結果等について、国・県、及び関係機関と協議し、東京農業大学等の指導を受けながら、福島県農林地等除染基本方針に基づいて除染を実施します。



校庭の表土入れ替え(H23.5.24)

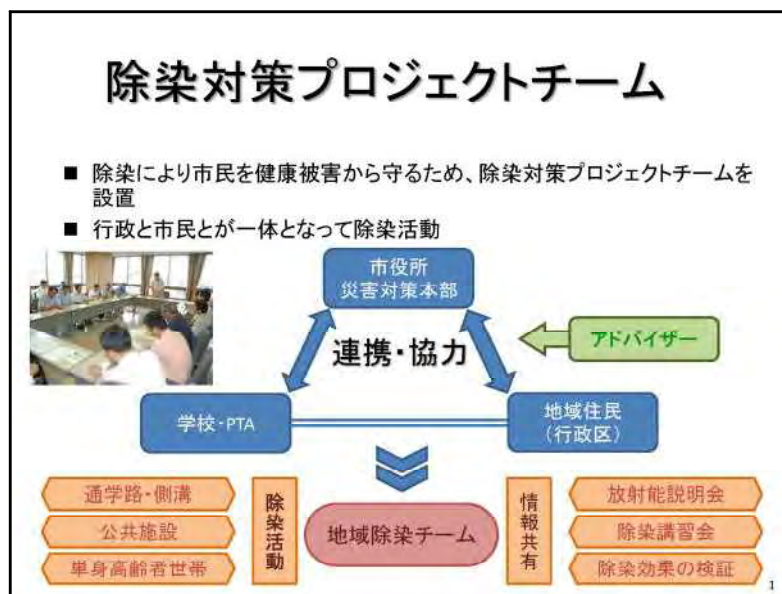
⑥除染対策プロジェクトチーム・健康対策専門部会

- ・除染の実施については、「放射性物質汚染に係る除染対策プロジェクトチーム」を設置し、相馬市における除染計画の実施、マニュアルの見直し、市内除染の実施、除染後の効果の検証を行います。



除染対策プロジェクトチーム

- ・子どもを中心とした市民の健康を守るための対策を協議する「相馬市健康対策専門部会」を設置し、子どもたちへの被ばく対策や健康対策を一番に考え、具体的な対策を構築し、実施していく体制を整備します。



⑦風評被害対策

- ・原子力災害における農林水産物及びその加工品、工業製品の製造業、さらには観光産業等の風評被害を払しょくするために、関係機関とともに、あらゆる対策に取り組みます。
- ・風評被害による減収については、その状況を調査し、必要な負担は東京電力に要求します。

⑧除染に伴う除去土砂等の仮置場の設置

- ・除染を行っていくうえで排出される放射性物質を含む土砂等については、国が設置する中間貯蔵施設に搬入するまでの間、住民に対する安全を確保できる場所で保管するため、市内光陽地内の産業廃棄物処分場内に仮置場を設置し、保管します。
- ・仮置場は、放射性物質の飛散・流出・地下浸透の防止等の安全面に十分配慮したうえで管理を行い、平成24年4月以降仮置場への保管をはじめます。

⑨ガラスバッジによる継続的な放射線測定と対策

- ・子どもを中心とした市民の健康を守るため、乳幼児から中学生、妊婦を対象に3ヶ月間、ガラスバッジ（外部から被ばくする放射線を測る装置）による測定を行いました。
- ・測定の結果のうち、相対的に測定値が高い子どもたちの家庭や生活環境については、生活環境内のより詳細な放射線量測定調査を行い、今後の効果的な除染方法について調査・分析を行います。



ガラスバッジ測定結果の説明

- ・ガラスバッジの測定結果のうち、対策が必要な箇所については、優先的な除染を行い、被ばくに対する健康被害の継続的なリスク低減を図ります。
- ・今後の被ばく量が増えないことを確認するためにも、希望する中学生以下子ども全

員および妊婦については、継続的に被ばく量測定と健康不安解消のための相談会を実施します。

⑩給食食材の放射性物質の測定

- ・市内の単独給食実施校で提供される給食に関しては、調理前の食材を検査します。

⑪農産物に含まれる放射性物質の測定

- ・家庭で栽培された野菜や、農水産物などの食品を安心して食べられるよう判断の参考にしていただくため、放射性物質濃度を測定いたします。
- ・測定機械は市役所及び地区公民館に設置します。



放射性物質の測定状況

⑫ホールボディカウンター等による放射線の内部被ばくの実測

- ・放射線から子どもを中心とした市民の健康不安の解消と健康管理を行うための対策として、ホールボディカウンターを市内医療機関に配備し、内部被ばくの状況を適切かつ継続的に把握し、さらなる安全、安心の確保に努めます。

主な施策

事業名	実施場所	事業概要
学校施設放射性物質除去事業	市内全幼・小・中学校	放射性物質により汚染された土壌を仮置き場に運搬し保管する。
相馬市学校給食放射性物質測定事業	市内単独給食実施校	福島第一原発の事故による、食品の放射能汚染に関し、学校給食で実際に使用される食材及び調理後給食の安全性の確保を目的とし、放射性物質測定機を用い放射性物質の濃度測定を実施する。
放射線被ばく検診事業	市内病院	原子力発電所の事故に伴う市民の健康不安の解消と健康管理のため、ホールボディカウンターを市内病院に配備し、内部被ばくの状況を継続的に把握する。
放射線量測定調査・除染事業	市内全域	被ばく量の高い箇所（家庭）に対し、住宅内の放射線量測定調査を実施する。 放射線量の高い場所を特定し、除染を実施する。
ガラスバッジ放射線測定・相談会事業	市内全域	乳幼児から中学生、妊婦を対象に3ヶ月間、ガラスバッジ（外部から被ばくする放射線を測る装置）による測定を実施する。 測定結果に基づき、生活環境の指導等を行う相談会を実施する。

第4項 教育、子どもたちの成長

課題

今回の震災により、被災者を含め全ての相馬市民が住環境、教育環境および家族関係、友人関係などに大きな変化がありました。特に、将来を担う、児童、生徒は環境の変化に対して敏感であるため、その多くが大きな精神的ストレスを抱えており、心のケア対策が必要です。

また、震災により親を亡くした子どもたちも少なくないため、子どもたちの生活や就学の支援を継続的かつ長期間にわたり行っていく必要があります。

これらに対応するため、震災によって再確認できた人のつながりや温かみなど、災害によって得られた教訓を生かし、共に生きる豊かな心を育てる教育環境の整備を図る必要があります。

さらには、震災による急激な環境変化に対しても、将来たくましく主体的に生きていくことのできる人づくりを目指し、家庭、学校、地域の連携を強化・充実していく必要があります。

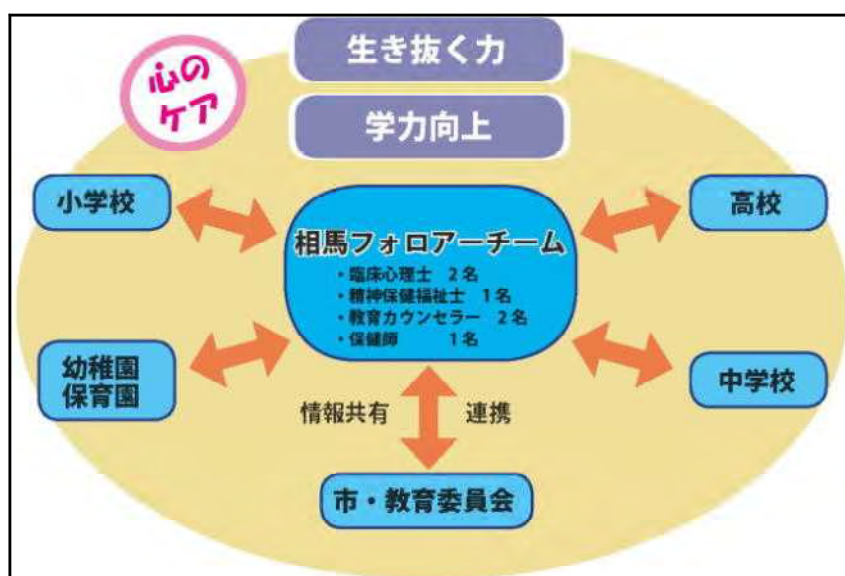
復興方針

- ・被災した子どものPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策
- ・震災孤児・遺児に対する支援
- ・児童・生徒の学力向上

具体的施策

①被災した子どものPTSD（心的外傷後ストレス障害）対策

- ・被災したことによる精神的ダメージが今後の成長の妨げになることが懸念されるため、被災した児童、生徒の心のケアを行うことで、健やかに成長していくことを理念としている、「特定非営利活動法人相馬フォロアーチーム」との協働体制により、臨床心理士、保健師等が持続的かつ系統的に相馬市内の児童・生徒や教員を支援します。



②孤児、遺児への支援金と奨学金の支給

- ・親を亡くした孤児・遺児等に対して、学業や生活の支援を行うことを目的として、震災孤児等支援金を支給します。
- ・継続的な支援体制を確立するため、国内・国外に募金活動を実施し、寄せられた多くの支援を基金として積み立て、長期的に支給できる体制とします。
- ・寄付者の意向を踏まえ、積み立てた基金は、支援金とあわせて高等教育就学支援のための奨学金として支給します。



震災孤児等支援金式支給

相馬市震災孤児等支援金支給条例

(目的)

第一条 この条例は、東日本大震災により親を亡くした孤児等に対して、支援金を支給し、その学業や生活を支援することを目的とする。

(支給を受ける者の要件)

第二条 支援金は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「震災孤児等」という。）に対して支給するものとする。ただし、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者に限る。

- 一 平成二十三年三月十一日に本市に住所を有する者であつて、東日本大震災により、両親又はその一方を亡くした者
- 二 前号に準ずる者で、市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、震災孤児等が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金は支給しない。

- 一 養子縁組により養父母を得たとき。
- 二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する被保護者となったとき。
- 三 その他支援金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

(支援金の額)

第三条 支援金の額は、月額三万円とする。

(支援金の財源)

第四条 この条例に定める支援金の財源は、相馬市震災孤児等支援金支給基金をもってこれに充てるものとする。

(申請)

第五条 震災孤児等が、支援金の支給を受けようとするときは、市長に申請しなければならない。

(支援金の支給)

第六条 支援金は、震災孤児等本人に支給する。

(支援金の返還)

第七条 市長は、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けた者があるときは、当該支給金をその者から返還させることができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

相馬市震災孤児等奨学資金支給条例

(目的)

第一条 この条例は、東日本大震災により親を亡くした孤児等に対して、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める大学、専修学校（専門課程に限る。）その他市長が特に認めるもの（以下「大学等」という。）の奨学資金（毎年の授業料、施設利用料等の支払に要する資金（以下「修学資金」という。）及び入学金の支払に要する資金（以下「入学資金」という。）をいう。）を支給し、その学業等を支援することを目的とする。

(支給を受ける者の要件等)

第二条 奨学資金は、大学等に進学又は編入等を希望し、合格を通知又は入学を許可された者のうち、現に入学するものであり、次の各号のいずれかに該当する者（以下「支給対象者」という。）に対して申請に基づき支給するものとする。

一 平成二十三年三月十一日に本市に住所を有する者であって、東日本大震災により、両親又はその一方を亡くしたもの

二 前号に準ずる者で、市長が認めたもの

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学資金は支給しない。

一 養子縁組により養父母を得たとき（直系の祖父母の養子となったときを除く。）。

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する被保護者となったとき。

三 その他奨学資金の支給を受ける者として適当でないと市長が認めたとき。

3 第一項の場合において、支給対象者が同一年度内に複数の大学等へ在学するときは、いずれか一校を奨学資金の対象とする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

(奨学資金の額)

第三条 奨学資金の額は、初年度は二百万円を限度として修学資金及び入学資金の合計額の全額とし、二年度以降は毎年度百五十万円を限度として修学資金の全額とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(奨学資金の財源)

第四条 この条例に定める奨学資金の財源は、相馬市震災孤児等支援金支給基金をもってこれに充てるものとする。

(支給期間)

第五条 奨学資金の支給期間は、奨学資金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の在学する学校の正規の修学期間とする。ただし、留年した場合は、一年間に限り延長することができる。

(奨学生の決定)

第六条 奨学生は、市長が決定し本人に通知するものとする。

(奨学資金の支給)

第七条 奨学資金は、支給対象者本人に支給するものとする。

2 初年度の奨学資金は、合格の通知又は入学の許可があった後、直ちに支給するものとする。

(奨学資金の支給の休止)

第八条 市長は、奨学生が休学したとき（疾病等正当な理由により休学したときを除く。）は、休学の期間中奨学資金の支給を休止するものとする。

(奨学資金の支給の打切り)

第九条 市長は、第五条の規定にかかわらず、奨学生が奨学生として適当でないと認められるときは、奨学資金の支給を打ち切るものとする。

(奨学資金の返還)

第十条 市長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当したときは、支給した奨学資金の全部又は一部を返還させることができる。

一 退学したとき。

二 前条の規定により、奨学資金の支給の打切りがなされたとき。

(委任)

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

③被災児童・生徒の学力向上

- ・震災による急激な環境変化に対しても、将来たくましく主体的に生きていくことのできる人づくりを目指し、学力向上のための基金を設け、継続的な対策を講じます。
- ・学んだ知識を有効に発信および活用する手段を身に付けるためにはICT機器を的確に活用することが望ましいと考えられるため、学校の授業においてもICT機器を積極的に取り入れるよう検討します。

④復興イベント開催及び運動施設の利用

- ・スポーツを通じた地域交流、支援体制と精神的ダメージに対してもあきらめない心を養うため、相馬光陽サッカー場オープン記念大会を皮切りにパークゴルフ場等の本市運動施設を利用した各種イベントを実施します。
- ・震災により亡くなった方への慰霊・鎮魂と復興のための花火大会を実施します。
- ・被災した人たちが、震災への思いと将来を考える場としての鎮魂の行事を実施し、花火大会を市民と支援していただいている方との交流の場として活用し、今後の交流を継続していきます。



サッカー場オープン記念大会

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
心のケア事業	磯部小・中学校、中村第二小・中学校	NPO法人相馬フォロアーチームが学校を巡回訪問し、被災児童生徒及び教員等のPTSD対策を実施する。
被災中学校ICT機器導入事業	磯部中学校、中村第二中学校	学習環境が劣る被災中学校生徒が高校進学、あるいは大学進学を志すうえででのハンデを補うべく、iPadを活用した学力向上事業を実施する。
学力向上のための特色ある学校づくり事業	市内小中学校	各学校から実情に応じた独自の学力向上施策を市に提案し、補助を実施する。
ふるさと相馬子ども復興会議事業	市内小中学校	相馬市の復興計画に子どもの視点を取り入れてもらうことを目的に、市内学校で、相馬をどのようにしたいのか、なぜ学ぶのかなど子どもたちに考えさせ、発表会を実施する。
音楽による生きる力をはぐくむ事業	市内小中学校	こどもオーケストラの編成を目標とし、この活動を通じ子どもたちに規律と協調性を身につけさせるとともに、生きる力をはぐくむことを目標に楽器の無償支援、講師の無償指導を実施する。
学力向上講師30人雇用事業	市内小中学校	学力向上のためにTT(複数教員)による授業を行うために、30人の講師を雇用し、学校に配置する。
被災校スクールバス運行事業	磯部小・中学校、中村第二小・中学校	居住場所が変わり、通学が困難となった児童生徒に対してスクールバスを運行する。
LVMH子どもアート・メゾン建設事業	中村地区	LVMHモエヘネシー・ルイヴィトン・ジャパン株式会社から受けた寄付により、次世代の子ども達の心のケアと学力の向上を目的として「LVMH子どもアート・メゾン」を建設する。

学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業

市内小中学校

地域のボランティアスタッフが放課後などに子どもたちの安全を見守りながら、体験活動を行う。また地域の方や保護者がボランティアとして学校での教育活動に参加し、学校を支援する。



相馬光陽サッカー場での記念植樹(H23.12.11)



自衛隊によるイベント



全国から寄せられた支援

第5項 経済対策

課題

復興するまでの期間、震災によって職業を失った被災者の収入をどのように確保するかを検討しながら、起因する二次的な問題の解決を図る必要があります。

特に深刻なことは、震災前の事業の債務から被災者をどのように保護するかであり、この点については、積極的に国に要請していきます。

本市では、無料法律相談所を設け、弁護士による相談事業のほか、行政書士、土地家屋調査士、などへの相談をワンストップで対応できるようにしました。

また、可能な限り、雇用創出を図る目的で、被災を免れた企業の雇用拡大を要請するとともに、復興作業を担当する業者が、多くの被災者を雇用できるように働きかけをしています。

さらに、応急仮設住宅生活のマネジメントや、身体障がい者などの災害弱者支援のスタッフを行政支援員として雇用し、減収対策を進めておりますが、これを継続・充実します。

また、原子力災害による産業への悪影響や、市民生活への被害については、東京電力に対して各テーマごとに補償を要求していきます。

復興方針

- ・ 漁業・農業支援
- ・ 第2次産業支援
- ・ 第3次産業支援
- ・ 雇用対策

具体的施策

①無料法律相談

- ・ 国民向けの法的支援を行う中心的な機関として設立されている「法テラス」を活用し、法的トラブルの解決に努めます。
- ・ 県弁護士会による無料法律相談事業を継続的に実施するよう働きかけます。
- ・ 震災による国からの弁護士費用助成が受けられるよう支援します。

②漁業支援

ア 操業再開の支援

- ・ 漁港の整備を、現在の仮護岸から恒久的な漁港機能整備に向けて取り組みます。
- ・ 漁業再開に向けた必要条件となる放射線量のサンプリング調査を実施します。
- ・ 漁業再開に向けて、試験的に操業し、漁場の調査を実施するとともに、調査で水揚げされた水産物を試験的に販売することを積極的に支援し、消費者のニーズの把握に努めます。
- ・ 水産物の放射線量測定を漁業協同組合が自主的に迅速かつ継続的に行うため、ベクレル計測器を配置しました。

イ 付帯設備の整備支援



鹿野農林水産大臣、漁業関係者と意見交換

- ・漁港としての基盤整備に不可欠な製氷機の整備について、国及び関係団体に対し支援を求めます。
- ・水産物販売時における商品付加価値の向上を図るため、高機能冷凍設備を導入し、より安心・安全な供給体制を構築します。

ウ 仲買、加工業への支援

- ・仲買、加工業の事業再開に向けて、必要となる施設、設備（荷捌き所、集配施設、漁具倉庫、加工場等）について、相馬双葉漁業協同組合と連携し、速やかな事業再開が行えるよう、支援します。
- ・高機能冷凍設備を活用した冷凍加工業者の育成に努めます。

エ 市民向け市場の支援

- ・本市の魚介類をはじめとした野菜、米等の地産地消の推進を図り、新たな観光資源の開発と市民に元気と活力を与え、地域振興に期することを目的とした、特定非営利活動法人「相馬はらがま朝市クラブ」等の活動について積極的に支援します。
- ・本市水産物、農産物の地元消費の推進について検討します。



はらがま朝市

③農業支援

ア 干拓システムの復旧

- ・震災により被災した干拓システム等について、東京農業大学と共同で今後の土地利用も含めた復旧方法を検討します。また、国・県等に対し早期復旧を要請していきます。

イ 被災水田農業主の法人化

- ・被災地域での農業の主体となる農業法人の設立を積極的に支援します。
- ・被災地域での今後の農業のあり方について、地区説明会を実施し、農業を続ける方策について意見を集約します。

ウ 法人による復旧事業受注

- ・津波によりガレキ、ヘドロの堆積した田畑の復旧や塩害の対策については、市内農業法人による受託を推進し、雇用の安定化に努めます。
- ・田畑に関して、全体的な整備計画を策定します。

エ 土地改良区の経営支援

- ・土地改良事業を施行しているそうま土地改良区について、その経営が逼迫しているため、国及び関係機関に対して支援等について要請します。

オ 農業法人による新たな農業の模索

- ・被災者の農業のあり方や市内全般に渡る耕作放棄地対策及び次世代の農業経営について、東京農業大学の研究成果を活用し、国・県等と協議し、新たな農業の実現を図ります。

カ 農業従事者への機械・設備の支援

- ・稲作を始め、本市の特産品でもある梨等の果樹や野菜等を生産している被災した農業従事者に対し、耕作機械・設備の貸与等の支援をします。

④第2次産業支援

ア 新規工場での支援

- ・本市に進出を希望する企業等の情報について、県との連携体制を密にします。
- ・本市に移転した企業の状況把握に努め、必要な支援策について検討します。

⑤第3次産業支援

ア 応急仮設住宅集合地での仮設店舗運営

- ・被災者の応急仮設住宅での利便性の向上及び、店舗を失った被災者のため、応急仮設住宅近隣地区に買い物等の場となる仮設店舗を設置することにより、被災事業主への支援とともに、雇用の確保や緊急的生活基盤を確保します。

イ 応急仮設住宅への各種サービスへの対応

- ・応急仮設住宅入居者のニーズ把握に努め、必要となる各種サービスの実施に必要な新たな仮設店舗を増設することなどを検討します。

⑥雇用対策

ア 新規工場での採用

- ・県及び関係団体と連携のうえ、本市に立地を希望する新規事業者等の情報収集に努め、雇用者確保のための対策を講じます。
- ・被災者雇用に関して、ハローワークとの連携のもと必要な情報の提供に努めます。

イ 既存工場の新規雇用

- ・本市誘致企業や市内事業者において、雇用の状況や被災者の新規採用等の情報の把握に努めます。
- ・本市誘致企業へ、緊急的な被災者の雇用とその後の継続的な雇用を増やす働きかけを積極的に行います。

ウ 復興産業での雇用

- ・ガレキ処理等の復興を行う事業者が雇用する従業員について、その採用情報の収集に努め、本市における被災者が最大限雇用されるよう、働きかけます。



2トンドンプ寄贈

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
中小企業等グループ施設 等復旧整備補助事業	中小企業者	復興のリード役となり得る「地域経済の中核」を形成する中小企業等グループが復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧・整備について補助を行います。

第6項 孤独死対策

課題

震災によって、家族を失い、たったひとりきりになった世帯が孤独化、孤立化したこと、また地域に支えられて生活してきた高齢者のみの世帯が、新たな生活環境で不自由な生活を強いられることにより、社会的ケアが必要な状態となっています。

したがって、行政支援員やリヤカー販売員と組長が連携しながら地域コミュニティの中で、これらの人々を支援、見守る体制が必要です。

また、恒久住宅での生活についても同様に、ふれ合いと助け合いのなかで、孤独者が地域や隣人との絆が実感できるよう支援策を展開します。

本市においても、1,500戸の応急仮設住宅が建設されており、慣れない場所での生活により、孤独化、孤立化が進み、孤独死に至る恐れも十分に考えられます。

本市としては、被災者のデータベース化によるマネジメントを徹底させ、応急仮設住宅での孤独死対策と集合住宅でのケア体制を進めます。



柚木応急仮設住宅キッチンカーによる調理風景

復興方針

- ・ 高齢者用共助住宅の提供
- ・ 応急仮設住宅での集団給食配食
- ・ 応急仮設住宅での声かけ

具体的施策

① 高齢者用共助住宅の建設と運営対策

- ・ 震災により家を失い、かつ資金の問題等により自己再建が困難な高齢者等のため、高齢者用共助住宅の建設を進めます。
- ・ 高齢者用共助住宅の運営に関しては、入居者がお互いに見守りながら日々の生活を送っていきけるコミュニティ体制を構築するため、入居者の代表である「寮長」を選出し、行政や介護事業者との連絡調整等の役割を担ってもらい、また、全ての入居者には寮長を中心に、共同生活を送るうえでの必要な業務を分担してもらいます。
- ・ 高齢者用共助住宅の運営に際しては、ボランティア、各種団体との協働を推進します。
- ・ 高齢者用共助住宅については、共助の精神が反映されるよう集会所や談話室といった共有スペースを設け、



リヤカー販売

1日1回入居者が全員集まって食事をする際に利用する等、共有スペースを積極的に活用し、入居者の孤独状態を防ぎ、コミュニティが維持できるよう支援します。

② 応急仮設住宅での集団給食



給食の配食

- ・ 応急仮設住宅での孤独化、孤立化を防ぐため、適切な栄養管理を行った給食を高齢者等に配食します。
- ・ 配食にあたっては、組長戸長体制による配食を行います。
- ・ 高齢世帯、独居世帯等、特に見守りが必要な世帯については、応急仮設住宅の各集会所において、会食を実施することで、孤独・孤立を解消し健康状態等を確認しながら必要な支援を実施します。

③ 応急仮設住宅での声かけ

- ・ リヤカー引き個別販売「身障者・買物弱者支援事業」を応急仮設住宅で実施しながら、リヤカー訪問時に各戸に声かけをすることで安否確認をします。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
高齢者用共助住宅整備事業（災害公営住宅）	馬場野、原釜、細田、磯部	震災により家を失い、かつ資金の問題等により自己再建が困難な高齢者等のため、高齢者用共助住宅（災害公営公営住宅）を提供する。 ○高齢者用共助住宅（4棟）《復興交付金事業》 建設場所：馬場野住宅団地、原釜、磯部、細田 ○高齢者用共助住宅（1棟）《寄贈》 建設場所：馬場野住宅団地
高齢者用共助住宅運営支援事業	馬場野、原釜、細田、磯部	「寮長」選出による行政等との連絡調整体制の確立をするとともに入居者とボランティア等との協働の支援を行う。
訪問チェック員事業【再掲】	市内仮設住宅及び被災した身体障がい者宅等	被災した身体障がい者193名を対象に週に1回訪問し生活状況や健康状態のチェックをする。
販売兼生活支援員の配備	市内仮設住宅	午前中仮設住宅を巡回し商品を提供する。午後からは仮設に入居している身体障害者で希望する方を対象に生活支援（掃除、洗濯等）を実施する。

第7項 市役所体制の再整備、他の自治体職員・ボランティアの受入体制整備

課 題

今回の震災では、通常の行政業務に加えて震災に関する業務も行わなければならないため、職員数が圧倒的に不足しています。また、復旧工事に関する事務についても、専門的技術が必要なため、特定の職員に負担が生じています。

震災に関する業務については、新たに発生する事業や、庁内各部署で横断的に取り組まなければならない項目も多く、迅速な対応に弊害が出ています。

また、日本全国からの助け合いの精神をありがたく受け止め、本市復興の大きな力とするために、ボランティアの方々のパワーを最大限に発揮していただくよう、受け入れ体制をつくっていきます。

復興方針

- ・市役所庁内体制の再整備
- ・人材支援

具体的施策

①庁内体制の再整備

- ・今回の震災への対策については、全庁的な復興体制を構築し、維持することが必須であるため、迅速かつ適切な対応が講じられるよう組織の再整備を行います。
- ・平成24年4月からは、原子力発電所事故に対応し、市民の安全安心を確保するため、民生部に「放射能対策室」を、復興計画や土地利用計画を策定、進行を管理するため、企画政策課に「復興推進係」を、防災集団移転促進事業等、被災者の居住地再生を行うため、都市整備課に「まちづくり係」をそれぞれ新設し、震災復興業務をこれまで以上に迅速かつ適切に実施します。
- ・災害時における庁内組織体制の整備にあたっては、緊急時において適切な指示が迅速に行えるよう、本部機能を代行できるような組織を検討します。

②国からの人材支援（要請）

- ・震災に関する業務のうち、専門的技術が必要な業務について、国へ職員の支援を要請します。

③他自治体からの支援

- ・姉妹都市及び災害時応援協定を結んでいる市町村等からの支援については、これを広く受け入れ、復興に関する業務に従事してもらうよう調整を行います。



相馬市震災対策復興会議



内閣総理大臣への要請



東京都稲城市との災害時相互応援協定締結(H23.6.1)



小田原市との災害時相互応援協定締結(H23.9.26)

④ボランティア受け入れ体制

- ・全国からのボランティア活動受け入れについては、相馬市社会福祉協議会が運営する相馬市生活復興ボランティアセンターと連携し、必要な復興作業に従事できるよう調整を行います。



ボランティア作業



神奈川県小田原市との交流「つなぐれ日本！報徳の樹点灯式」(H23.12.24)

第2節 ハード事業

第1項 ガレキ処理

課 題

東日本大震災により発生した津波により本市沿岸部の家屋及び建屋の多くが流出し、また相馬港等に停泊していた船舶や防潮林として植樹されていた松林も押し流され、ガレキとなって市内に散乱しました。

打ち上げられたガレキについては、国、県の支援を受けながら撤去を進めています。

なお、さらに細かいガレキの撤去や撤去したガレキの分別、適切な処理を経た最終的な処分については、円滑に進める必要があります。

復興方針

- ・ 迅速なガレキの撤去
- ・ 環境に配慮したガレキの処分

具体的施策

①事業者選定

- ・ 迅速なガレキの処理にあたっては、適切な事業者を選定するためプロポーザル方式による公募を実施しました。また、事業者選定については、市だけでなく住民代表も含めた委員会を組織し、公平性・客観性・透明性を確保しました。なお、選定の経過については市ホームページに掲載しています。
- ・ 事業実施にあたっては、環境に配慮し、かつ経費を抑制できる適切な処理能力を有した設備を導入することとしています。
- ・ ガレキ処理においては、中間処理決定事業者と地元事業者の連携を密にするとともに、地元からできるだけ多く雇用するよう、働きかけを行いました。なお、今後も地元経済の活性化につながるよう継続的に働きかけていきます。
- ・ ガレキ処理については、ヘドロや粉じんによる作業員やその家族の健康への影響が懸念されるため、シャワールームを備えた「粉じん関所」を設置するなど、健康被害の予防体制を整備しています。

②相馬市災害対策本部と工程管理

- ・ ガレキ処理については、迅速な処理を進めるため中間処理完了目標を定め、適切なスケジュールのもと、定期的に相馬市災害対策復興会議に報告するものとします。あわせて、随時本市ホームページ等で周知するものとします。

③焼却処理及び焼却灰の最終処分

- ・ 災害廃棄物処理を円滑かつ迅速に進めていくために、「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」に基づき、可燃性の災害廃棄物の焼却及び当該焼



ガレキ仮置場(H24.3.8)

却により生じる焼却灰の最終処分について、国に代行を要請し、3月23日に決定通知を受けました。

④最終処分

- ・国の方針決定を得て、放射能問題を適切に処理できるようにします。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
災害廃棄物処理事業	相馬市光陽地区	集積した市内の災害廃棄物を中間処理（破碎選別）し焼却及び最終処分する。



ガレキ処理作業(H24.3.8)



ガレキ分別作業(H24.3.8)

第2項 被災地整理

課題

本市沿岸部のうち、建築物が流出し、多くの犠牲者を出した地域については、居住するための新たな建物を建築することは危険と判断し、市民の安全を確保するため、「災害危険区域」として建築制限を行うこととします。

また、被災した地域については、新たな土地利用計画に基づき、安全・安心なまちづくりを行います。

なお、農用地については、原則的には、従前の状態に復旧することを目指します。

復興方針

- ・津波浸水地区の有効な土地利用
- ・国の支援を受けた被災地の買い取り



住民意向調査

具体的施策

①建築制限

- ・現在、堤防の決壊や地盤沈下等により、再度津波が来襲した場合、甚大な被害の恐れがある地区を「災害危険区域」として告示し、建築制限を行っています。
- ・「災害危険区域」の区域決定にあたっては、住民の意見を取り入れ、必要最小限の区域としました。

相馬市災害危険区域に関する条例
(趣旨)
第一条 この条例は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第三十九条第一項の規定による災害危険区域（以下「災害危険区域」という。）の指定及び同条第二項の規定による建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。
(災害危険区域)
第二条 災害危険区域として指定する区域は、津波による災害の危険が著しい区域として、相馬市尾浜、原釜、新沼、柏崎、磯部及び蒲庭の区域内で市長が指定する区域とする。
2 市長は、前項の規定により災害危険区域を指定したときは、その区域を告示するものとする。
3 災害危険区域の指定は、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。
4 前二項の規定は、災害危険区域の指定の変更又は解除について準用する。
(建築の制限)
第三条 前条の規定により指定された災害危険区域においては、住居の用に供する建築物は、建築してはならない。
(委任)
第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。
この条例は、公布の日から施行する。

②土地利用計画

ア 全体方針

- ・津波浸水区域においては、新たな土地利用を検討する必要があるため、今後の防災対策や、住民意向などをもとに、今後の土地利用計画を策定します。
- ・津波浸水区域のうち、家屋流出等、甚大な被害を受けた地域については、職業領域と居住領域を分離する方向で、今後の土地利用を考えます。
- ・建物が流出する等、津波被害が大きかった土地については、復興交付金等、国の支援制度を活用して、買い取りを行い、被災地の防災、減災対策を講じます。



イ 原釜・尾浜地区

- ・建物が流出する等、津波被害が大きかった土地については、復興交付金等、国の支援制度を活用して、買い取りを行い、被災地の防災、減災対策を講じます。
- ・原釜・尾浜地区については、海側において津波被害を軽減するための堤防や防災緑地を整備し、内陸側については、水産業（加工業含む）、漁業向けの作業区域として活用するとともに、観光産業にも配慮したまちづくりを行います。
- ・また、住民の意向も踏まえた上で、新たな事業用地の活用方策も検討します。

ウ 松川・岩子・新田・柏崎地区

- ・松川・岩子・新田・柏崎地区については、現集落内で自ら再建していただくことを基本とします。
- ・地区内の対策として、海岸堤防や護岸堤防の嵩上げ、津波の威力を軽減させるための防災緑地、嵩上げた道路等を整備し、被害を軽減します。
- ・また、確実に避難できる避難路の新設や拡幅を実施し、地域の孤立を防ぎます。

- ・震災による地盤沈下で、浸水の影響がある地域については、道路整備とあわせた対策を検討します。

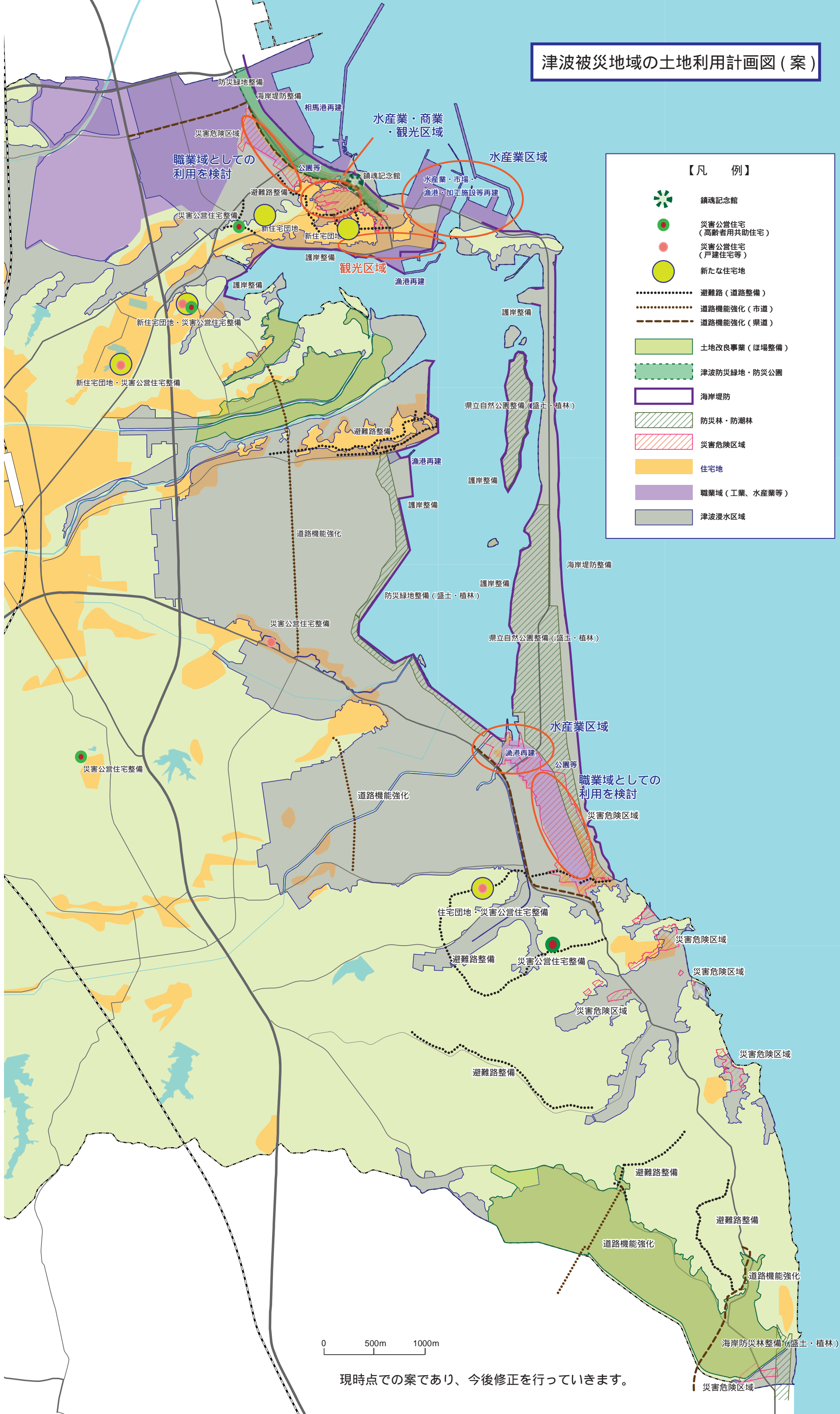
工 磯部・蒲庭地区

- ・建物が流出する等、津波被害が大きかった土地については、復興交付金等、国の支援制度を活用して、買い取りを行い、被災地の防災、減災対策を講じます。
- ・磯部・蒲庭地区については、海側において津波被害を軽減するための堤防や防災緑地を整備し、北部に、水産業（加工業含む）、漁業向けの作業区域としたまちづくりを行います。
- ・また、その他の場所については、住民の意向も踏まえた上で、新たな事業用地の活用方策も検討します。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
松川浦スポーツセンター 災害復旧事業	松川浦スポーツセンター	松川浦スポーツセンターの管理棟、グラウンド、体育館と屋外トイレの復旧整備を実施する。
黒木多目的広場災害復旧 事業	黒木多目的広場	黒木多目的広場の復旧工事を実施する。
光陽ソフトボール場災害 復旧事業	光陽ソフトボール場	光陽ソフトボール場の復旧工事を実施する。
雨水排水対策事業 《復興交付金事業》	尾浜地区、細田地区、岩子地区	地震により地盤沈下を起こした区域において雨水が滞水するため、排水対策を実施する。
防災集団移転促進事業 《復興交付金事業》	○移転促進区域 原釜地区、尾浜地区、磯部地区、蒲庭地区 ○移転先 馬場野、明神前、原釜、細田、磯部、刈敷田、荒田、南ノ入等	家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。 ○被災地の買取り（宅地、農地等） ○集団移転者への補助 ○新たな住宅地の造成
災害公営住宅整備事業		住居が全壊、又は大規模半壊・半壊であって、解体した被災に対して、公営住宅を提供する。 ○高齢者用共助住宅（4棟）《復興交付金事業》 建設場所：馬場野住宅団地、原釜、磯部、細田 ○高齢者用共助住宅（1棟）《寄贈》 建設場所：馬場野住宅団地 ○一戸建、アパートなど（戸数については検討中）《復興交付金事業》 建設場所：明神前団地、細田等
被災地のあらたなまちづくり事業	原釜地区、尾浜地区	津波による被害が著しい地域において、居住機能を他地区に移転させ、跡地に業務施設、公益的施設等の一体的整備を行い、業務系施設の復興拠点として、その機能の回復・集積を実施する。
水産業共同利用施設復興 整備事業（漁具倉庫付個別 作業所の整備） 《復興交付金事業》	原釜地区、尾浜地区等	津波による被害が著しい地域において、職住分離の方針から、漁港から離れた復興住宅の生活圏内ではなく、漁港近くに漁具倉庫付個別作業所を整備する。

津波被災地域の土地利用計画図(案)



【凡 例】

- 鎮魂記念館
- 災害公営住宅 (高齢者用共助住宅)
- 災害公営住宅 (戸建住宅等)
- 新たな住宅地
- 避難路 (道路整備)
- 道路機能強化 (市道)
- 道路機能強化 (県道)
- 土地改良事業 (ほ場整備)
- 津波防災緑地・防災公園
- 海岸堤防
- 防災林・防潮林
- 災害危険区域
- 住宅地
- 職業域 (工業、水産業等)
- 津波浸水区域

0 500m 1000m

現時点での案であり、今後修正を行っていきます。

第3項 住宅の整備

課 題

今回の震災において市内の建物の被害は、平成24年3月5日現在、全壊が約1,087棟となっており、うち津波による流出が772戸となっています。また、市内全域においても地震による被害が発生しており、大規模半壊・半壊、一部損壊を含めると5,584棟となり、全棟数の3割を超える被害となっています。(全居宅棟数15,616棟)

生活基盤の整備のためには、基本となる住家の整備が必須であり、生活を再開するために、被災した住宅の早期再建を進めていくことが急務であるため、自立再建・改修への支援、災害公営住宅等の整備など、新たな住宅地の整備を実施します。

また、住宅再建については、環境に配慮した施策を検討することが重要です。

復興方針

- ・災害公営住宅の建設
- ・住宅地の整備
- ・独居被災者対策
- ・将来への対応



相馬井戸端長屋

具体的施策

① 応急仮設住宅

- ・現在被災者が居住している応急仮設住宅から、恒久住宅への移住については、できる限り速やかに実施していくものとしますが、時期については、被災者の住宅整備の状況や住宅再建への意向などを踏まえ検討します。

② 災害公営住宅の建設や住宅地の整備

- ・災害公営住宅の建設や住宅地の整備等については、土地利用等に合せて津波被害等からの安全性が確保できる地域で整備を行います。
- ・災害公営住宅や住宅地の整備に向け、被災者への入居に関する意向調査を平成23年



9月や12月に行いました。

- ・今後も被災者の生活状況等を踏まえ、継続的に実施し、整備内容に反映します。

③移転地の確保

- ・災害公営住宅や住宅地の整備等は、市有地と併せ、市有地に隣接する用地取得等を行いながら用地を確保していきます。ただし、それだけでは、被災者の希望する移転地を全て確保することは困難なため、場所や面積、被災者のニーズ等、まちづくりのための諸条件を総合的に判断しながら、その他の用地についても、用地の確保を行います。

④独居被災者対策（高齢者用共助住宅の整備）

- ・高齢者や独居者など、ケアが必要な世帯については、高齢者用共助住宅への入居をすすめ、孤独化、孤立化を防ぐよう、マネジメント体制の構築を進めます。
- ・高齢者用共助住宅の運営については「寮長」を入居者の中から選出し、ボランティアや各種団体等との協働による運営を目指します。



⑤環境配慮

- ・災害公営住宅建設に際しては、環境に配慮した資材を使用するとともに、再生可能エネルギーを最大限使用した省エネルギー対応住宅とします。

⑥将来の払い下げ

- ・戸建形態の災害公営住宅については、当初本市において管理することとしますが、最終的には自己管理とすることが可能となるよう、国に働きかけます。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
防災集団移転促進事業 《復興交付金事業》	○移転促進区域 原釜地区、尾浜地区、磯部地区、蒲庭地区 ○移転先 馬場野、明神前、原釜、細田、磯部、刈敷田、荒田、南ノ入等	家屋の流出等甚大な被害があった地域において、住民の居住に適當でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進する。 ○被災地の買取り（宅地、農地等） ○集団移転者への補助 ○新たな住宅地の造成
災害公営住宅整備事業		住居が全壊、又は大規模半壊・半壊であって、解体した被災に対して、公営住宅を提供する。 ○高齢者用共助住宅（4棟）《復興交付金事業》 建設場所：馬場野住宅団地、原釜、磯部、細田 ○高齢者用共助住宅（1棟）《寄贈》 建設場所：馬場野住宅団地 ○一戸建、アパートなど（戸数については検討中）《復興交付金事業》 建設場所：明神前団地、細田等
家賃低廉化事業 《復興交付金事業》	馬場野、明神前、原釜、細田、磯部等	被災した入居者に対する経済的支援を行うため、家賃の低廉化を行う。
水産業共同利用施設復興整備事業（漁具倉庫付個別作業所の整備）【再掲】 《復興交付金事業》	原釜地区、尾浜地区等	津波による被害が著しい地域において、職住分離の方針から、漁港から離れた復興住宅の生活圏内ではなく、漁港近くに漁具倉庫付個別作業所を整備する



相馬井戸端長屋建設(H24.3.8)

第4項 漁業基盤整備

課題

本市には、松川浦漁港及び磯部漁港の2つの漁港がありますが、震災により両漁港ともに壊滅的な被害を受けました。また、漁港に併設されていた魚市場、加工施設等も被害を受け、漁及び水産加工業が再開されていない状況です。

漁港及び付随施設の被災により、漁業の再開が不透明となっているため、早期の本格的漁港整備及び施設整備を進める必要があります。

また、本格復旧に際しては、防災機能を高めるため、十分な沖防波堤を備えた漁港を整備する必要があります。

復興方針

- ・ 漁港及び加工施設等の早期本格整備
- ・ 防波堤を備えた漁港の本格的な復旧

具体的施策

①仮設漁港

- ・ 松川浦漁港については、早期に漁業再開を行うため、当面必要となる最低限の漁港施設、設備の復旧を早急に実施しました。
- ・ 漁港施設の復旧にあたっては、いち早い漁業再開のため、電気、水道、通信のライフラインはもちろんのこと、暫定航路や仮岸壁、付帯施設等の早期復旧を行いました。

②船曳場整備

- ・ 今回の震災により多数の漁船が損傷を受けたため、早期に修繕をする必要があるため、漁船の修繕に不可欠な船曳場の整備を行います。

③事務所

- ・ 相馬双葉漁業協同組合本所及び各支所は、津波により壊滅的な被害を受けているため、事務所機能の本格復旧に向けて支援を行います。
- ・ 当面の事務所機能の維持のため、必要な施設、機器について支援を行いました。

④ガレキ撤去

- ・ 津波により、松川浦内や航路に大量のガレキが堆積し、漁船等の航行や浅海漁業再開に支障があるため、ガレキの本格撤去を実施します。
- ・ 津波により沖防波堤が決壊したことによる静穏度の低下のため、漁船等の着岸ができなくなっているため、沖防波堤の早急な復旧・整備を国・県等に要望します。

⑤漁港の本格復旧

- ・ 仮設漁港の復旧の後、本格的な漁港整備については、復興交付金等を活用し、迅速に



被災した松川浦漁港(H23.3.25)

整備します。

⑥漁具倉庫付個別作業所の整備

- ・漁業者の多くは、所有する漁船、自宅や必要となる漁具等も津波によってすべてを失いました。新たに生活する場となる住宅地については、安全な場所に整備することとされていますが、職住分離の方針から漁港から離れた復興住宅の生活圏内では漁具倉庫や作業所の確保はできません。
- ・そのため、新たに職業域として計画する漁港の近くに漁具倉庫付個別作業所を整備します。

⑦冷凍設備、製氷設備

- ・漁港としての基盤整備に不可欠な冷凍設備、製氷設備の整備について、広く支援を求めます。
- ・水産物販売時における商品付加価値の向上のため、高機能冷凍設備を導入し、より安心・安全な供給体制を構築します。



仮設冷凍庫

⑧加工業等

- ・漁港再開に伴い、二次産業となる加工業等の誘致を行うとともに、新たな事業を目指します。
- ・加工業等の再開に伴い、必要となる施設、設備について、復興交付金等を活用した迅速な整備を行い、相馬双葉漁業協同組合と連携し、加工された商品が魅力あるものとなるよう必要な支援を行います。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
水産業共同利用施設復興整備事業 《復興交付金事業》	原釜地区、尾浜地区、磯部地区等	東日本大震災による災害で、壊滅的な被害を受けた本市の主要な産業である水産業の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が水産業基盤再生に必要な施設及び周辺環境を整備し、共同で利用させることによって、早期に水産物の安定供給と経営再開を実現するために総合的な支援事業を実施する。 ○松川浦漁港原釜地区 原釜荷捌所施設、原釜共同集配施設、 原釜海水浄化施設、漁具倉庫付個別作業所 ○松川浦漁港磯部地区 水産物加工流通施設

第5項 農業基盤整備

課題

本市の主な農産物は、米や梨などの果樹ですが、震災による津波で市内沿岸部の田畑が浸水しました。

浸水地区は、市内農用地の約40%にもものぼっており、田畑が塩水に浸かったことで、除塩等の処理をしなければ、農業を再開することができない状況にあります。

また、震災により農業従事者の所有する農機具も流出したため、新たに農機具を調達する必要があります。

以上のように、個人で解決するには困難な課題が多くあるため、これまでのように、個人で農業に携わるだけでなく、農業法人を設立し農業に従事するといった新しい形の農業展開を進める必要があります。

復興方針

- ・被災農用地の再整備と農業の早期再開
- ・農業法人の設立の促進と支援



ガレキ撤去作業(H23.12.22)

具体的施策

①干拓堤防

- ・今回の震災により決壊した干拓堤防については、早急にかさ上げ整備を行い、農地復旧に取りかかれるようにします。
- ・松川浦護岸の復旧については、早急に仮護岸の整備をしてもらうよう県に要請します。
- ・仮護岸の整備後、農地復旧と並行して本格復旧に着手できるよう、国及び県に対し支援を要請します。

②排水ポンプ

- ・今回の震災により農地の多くが地盤沈下を起こし、より多くの排水を行う必要があるため、その対策として、従来より能力の高い排水ポンプを設置し、農地の復旧を図ります。



被災した芹谷地排水機場(H23.3.12)

③農業施設、農地の復旧

- ・津波により甚大な被害を受けた用水路、排水路、農道、パイプラインなどの施設復旧を図ります。
- ・農地内に大量に堆積した土砂・ガレキの撤去や塩分除去作業等の農地復旧事業を実施し、農地を回復します。
- ・これらの復旧については、新たに設立する農業法人を積極的に活用することによって、雇用、収入の安定を図ります。
- ・農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し、被災した農業者等で

構成する農業法人へ貸与することで、地域の意欲ある経営体の育成・確保及び経営再開を総合的に支援します。

- ・農地におけるヘドロの除去方法について、国及び東京農業大学との共同研究により、速やかな対策を検討します。
- ・農業基盤整備に際して、国の積極的関与を促すため、国職員の常駐を継続して要請します。



和田観光いちご園の再開(H24.1.15)

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
農業用施設等整備導入事業 《復興交付金事業》	岩子・新田・柏崎・磯部 ・古磯部・蒲庭・孫目地区等	津波、地震で著しい被害を受けた本市沿岸部地域の円滑かつ迅速な復興を図るため、市が農業基盤再生に必要な施設を整備し、また農業用機械を導入し農業者等へ貸与する ○いちご生産に必要な、ハウス、水耕栽培用施設の整備 和田地内 ○農地復興に必要な農業用機械の整備 トラクター、ロータリー、プラウ、ストーンクラッシャー等
農地復旧復興 プロジェクト 《ヤマト福祉財団》	新たな農業経営に取り組む農業法人	津波により被災した農地を復旧し、新たな農業経営（大豆等の生産・加工・販売）に取り組む農業法人が使用する農業機器類を整備する。
土地改良事業 《復興交付金事業》	八沢地区	津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。
土地改良事業（災害関連 区画整理事業・調査事業） 《復興交付金事業》	和田地区	津波被害を受けた沿岸部の農業の復興を図るため、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上及び担い手への農地集積を促進し、効率的かつ安定的な農業経営の確立を目指す。



復興組合による小ガレキ片付け(H23.12.22)



復興へ向けて耕耘(H23.12.22)

第6項 一般製造業及び第三次産業の支援

課題

市内には、相馬中核工業団地（東地区・西地区）及び柚木工業団地があり、多数の企業が立地しております。震災により工場の操業が停止していましたが、現在は工業団地内の企業を始め、一般企業も含めてほぼ操業を再開しております。

電力不足を懸念する国の方針により電力制限が指導されてはいますが、本市においては新たな雇用創出に取り組む必要があるため、雇用創出の妨げにならないよう、電力制限の対象としないことを国に要請したことにより、一定の雇用を確保した事業所の電力制限は対象外となりました。

また、市内沿岸部には、旅館や民宿が数多く立地していましたが、津波により建物が流出したり建屋内が浸水したため、本格的な営業再開のためには、大規模な修繕が必要となることもあります。

旅館業再開のためには多大な費用がかかるため、中には営業再開をあきらめる事業者も出てきていますが、事業再開に向けて融資制度の情報提供をするなど積極的な支援をする必要があります。

復興方針

- ・ 製造業の早急な事業再開と稼働の確保
- ・ 新規企業立地に関する積極的な支援
- ・ 旅館・民宿などの観光関連事業者への支援



松川地区被災状況(H23.3.24)

具体的施策

①被災工場の再建支援

- ・ 被災した事業者においては、早急な事業再開と稼働の安定が必要不可欠であるため、必要な対策を行います。なお、電力制限については、新たな雇用創出に取り組む必要があるため、雇用創出の妨げにならないよう、電力制限の対象としないことを国に要請したことにより、一定の雇用を確保した事業所の電力制限は対象外となりました。

②宿泊施設業の復興支援

- ・ 津波により被災した地域においては40の宿泊施設が存在し、その約半数が休業もしくは廃業となっているため、観光地としての宿泊施設へと復旧できるよう可能な限り誘導します。
- ・ 震災対策のため、本市には多くの復旧作業員が訪れ、そのほとんどが長期滞在であるため、この機会を復興のチャンスとして、事業展開し基盤の再生が図られるよう調整を行います。

③移入企業の操業支援

- ・ 震災を契機に本市に移入してくる企業に対しては、早期に操業が開始できるよう、必要な支援を行います。

第7項 相馬港の整備

課 題

相馬港は、多目的クレーンとリーチスタッカー等を備えた港湾で、コンテナ定期航路により相双地方の物流拠点港として、重要な役割を担ってきました。

今回の震災により、沖防波堤や1号～2号埠頭の港湾施設が甚大な被害を受け、ほとんどが使用できなくなりましたが、応急復旧事業が実施され、現在公共岸壁13のうち4岸壁が使用可能となっています。

また、コンテナ荷役クレーンが海中に倒壊するなど、休止していたコンテナ航路も、ヤマト福祉財団の支援により、コンテナ荷役に必要な代替クレーン、リーチスタッカーを整備し、暫定的に再開運用していますが、震災前と比べて物流機能が大きく低下しており、利用企業の復興や地域の経済活動に大きな影響を及ぼしている状況となっています。

本市のみならず、相双地方の物流機能も低下しているため、港湾施設の早期復旧を図り、地域経済の復興に不可欠な相馬港の物流機能を回復する必要があります。

復興方針

- ・港湾施設及びコンテナ物流機能の早期復旧

具体的施策

①沖防波堤の早期復旧

- ・津波により沖防波堤がほぼ全壊したことによる港内静穏度の低下のため、船舶の安全な接岸や貨物の荷役作業に大きな支障をきたしており、仮復旧による早期の静穏度確保も含めて、早急な沖防波堤の復旧・整備を国に要望します。

②係留施設（岸壁）の早期復旧

- ・地震と津波により壊滅的な被害を受けている岸壁等の復旧については、県との調整、協議を行い、早期の復旧を目指します。

③コンテナ物流機能の早期復旧と利用拡大

- ・今回の津波よりコンテナ荷役に必要な荷役機械に甚大な被害が生じましたが、現在福島県では荷役機械を建造中です。
- ・この間、相馬市では、公益財団法人ヤマト福祉財団の支援を受け荷役機械をリース整備し、平成23年12月にコンテナ航路が再開していますが、震災により利用がゼロリセットからのスタートとなっていることや、原発事故の風評被害がある等、震災前と比べコンテナ取扱貨物量が順調に回復していない状況が続いています。
- ・今後も一日も早いコンテナ物流機能の回復と利用拡大を図るため、ポートセールスに取り組むとともに、復興に向けた財政的支援を国・県に要望します。



コンテナ荷役作業(H23.12.17)

第8項 道路、鉄道等の整備

課 題

本市の幹線道路は国道6号及び国道6号バイパス、国道115号及び国道113号があり、これまで、さらなる市の発展のため、常磐自動車道の整備や阿武隈東道路の整備に取り組んできました。

しかしながら、今回の震災及び原子力災害により、常磐自動車道（常磐富岡～警戒区域）の工事再開の見通しが立たない状況となり、また、国道6号は南相馬市以南で通行止めとなっているため、現在国道115号が首都圏方面と相馬地方を結ぶ唯一の幹線道路となっています。

今後、被災地域の市道・県道と合わせ、相馬インターチェンジ以北の常磐自動車道の整備及び東北中央自動車道（福島～相馬間）等の幹線道路の整備を早急に進める必要があります。

さらに、本市内を唯一運行していたJR常磐線も、今回の震災により、その運行ルートのあるところと線路や駅舎が流出し、併せて原子力災害の影響もあり、現在久ノ浜駅～原ノ町、相馬～亘理駅間で運行を休止しており、JR常磐線を利用していた多くの市民が、離職や退学、または、転居を余儀なくされるなど、通勤、通学手段の確保が大きな地域課題となっています。

このまま運行休止が続けば、住民生活の利便性をはじめ、地域経済に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、今後もJR常磐線の早期復旧を働きかけていきます。

復興方針

- ・東北中央自動車道・常磐自動車道の早期整備
- ・道路の再整備
- ・鉄道の早期復旧・運行再開
- ・水道、下水道等の整備

具体的施策

①東北中央自動車道の必要性

- ・今回の震災時に唯一の幹線道路として機能した福島～相馬間ルートは、復旧復興のための物流機能を果たし、浜通りの住民生活を支えました。
- ・7月22日には、国土交通大臣から「福島～相馬間を10年以内に完成させる」というコメントがあり、8月30日には、相馬～霊山間の事業化が決定しました。また、福島～霊山間についても、ルートが決定しています。
- ・今後も、災害時にも確実に機能する相双地方の早期復興を支援する「復興幹線道路」としての、東北中央自動車道（福島～伊達～相馬間）の早期に完成を強く要望します。



復興道路着工式(H23.11.26)

②常磐自動車道の整備

- ・本市における高速交通網の整備は必要不可欠ですが、今回の原子力災害により常磐自動車道建設工事が一時中断しておりましたが、警戒区域以北の工事が再開しました。
- ・また、工事を一時中断している警戒区域内の工事について、一部区間での整備の再開が決定しました。
- ・南相馬インターチェンジ～相馬インターチェンジ間については、4月8日に開通が予定され、相馬インターチェンジから山元インターチェンジの区間についても平成26年度開通を目指し、工事中ですが、常磐自動車道全線が幹線道路として早期に整備が図られるよう、強力に要請を行います。



磯部地区道路復旧状況

③市道の整備

- ・被災地域内における市道については、未だ復旧できない箇所も多いため、今後復興計画に基づき計画す被災地の土地利用の具体的な利用方針に合わせて、市道の復旧復興計画を策定し、計画的に整備します。

④JR常磐線の復旧

- ・JR常磐線の復旧・復興については、国土交通省東北運輸局が主催し、沿線市町村と県、JRで構成するJR常磐線復興調整会議の中で、新ルートとして、新地町と山元町のそれぞれの復興計画に基づいた国道6号の東側を通る路線で、内陸部へルートを変更する案が示されました。
- ・新たなルートは、建設に相当の期間を要し、さらなる人口流出が懸念されることから、市として既存のルートを用いた仮復旧での早期運行再開を強く求め、南相馬市とともに、示された新ルート案に対しては賛同しなかったものの、新地駅南側から浜吉田駅までのうち、津波で流された約15キロメートルは新ルートで建設することが正式に決定しました。
- ・市としては、当地方の震災被害から、早期復旧、復興を遂げるためにも、常磐線相馬～亘理駅間の早期再開がなされるよう、引き続き国及びJRに対し働きかけます。
- ・仙台圏への通勤、通学などに不便を生じている住民のニーズを踏まえ、震災前と同様の利便性を確保するための支援策について関係機関と協議を行い、相馬地方と仙台圏を結ぶ直行高速バスの運行など、利用しやすい公共交通が確保できるよう検討します。



相馬～原ノ町間運転再開(H23.12.21)

⑤水道、下水道等の整備

- ・被災地域内における市道整備とあわせて、上・下水道や、電力等の整備を実施します。
- ・新たに整備する住宅地については、共同溝等を整備することも検討します。
- ・震災による地盤沈下で、雨水排水対策が必要な地域については、排水ポンプ等を使用した雨水排水施設整備の検討を行い、道路整備、護岸整備とあわせて、必要に応じて

整備します。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
公共下水道施設災害復旧事業	下水道認可区域	地震により被災した下水道施設の復旧を早急に図る。
道路事業【再掲】 《復興交付金事業》	原釜、尾浜、岩子、柏崎、磯部、蒲庭地区	被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路の整備する。 ○津波浸水区域から安全な場所への避難路の整備
地域公共交通改善事業	大野台仮設住宅 磯部地区	仮設住宅と市街地を結ぶ「おでかけバス」を運行し、通弱者への早急な対応を実施する。
雨水排水対策【再掲】 《復興交付金事業》	松川地区、細田地区、岩子地区	地盤沈下によって雨水排水対策が必要な地域において、排水ポンプ等を検討し、必要に応じて整備する。 排水対策が必要な3地区（松川、細田、岩子）については、道路整備、護岸整備状況を踏まえ、より有効的で確実な排水対策を実施する。



原釜地区(H23.3.12)



原釜地区(H24.3.7)



尾浜地区(H23.3.12)



尾浜地区(H24.3.7)



磯部地区(H23.3.12)



磯部地区(H24.3.7)

第9項 防災体制整備

課題

今回の震災により沿岸部においては、約2,000ヘクタールが津波により浸水し、また、各種警報を周知する防災行政無線についても、津波により使用不能となっています。

このため、東日本大震災の教訓を生かし、今後発生するであろう様々な災害から市民の生命と財産を守るため、避難路の整備などの減災対策や減災体制強化、また防災拠点施設等の整備、防災行政無線をはじめとする情報通信基盤の整備などの防災対策を強力かつ迅速に推し進める必要があります。

また、今回の震災で重要であることを再認識された「確実な情報伝達や初動体制の確立」等については、日頃の訓練やマニュアル等で、常日頃から確認できる体制を構築することが必要です。

復興方針

- ・ 防災施設・設備の整備
- ・ 避難路の確保
- ・ 津波被害軽減対策
- ・ 情報通信基盤の整備
- ・ 地域防災計画（地域まちづくり計画）及びマップの策定
- ・ 防災教育訓練の実施



サイレン吹鳴の種類

●火災が発生したとき

火災サイレン種類	吹鳴時間	休止時間	繰り返し数
林野・その他の火災	10秒	2秒	3回
建物火災	5秒	6秒	5回

●津波警報が発表されたとき

警報サイレン種類	吹鳴時間	休止時間	繰り返し数
大津波警報	3秒	2秒	サイレンは連続して鳴ります 1分程度 必要に応じて反復します
津波警報	5秒	6秒	サイレンは連続して鳴ります 1分程度 必要に応じて反復します

具体的施策

①サイレンの整備

- ・ 今回の震災により使用不能となっている防災行政無線の代替機能として、津波被害の恐れがある沿岸部と市中心部に設置したサイレンを活用し、各種災害を伝達するなど市民の安全性を確保します。

②避難路の確保

- ・ 避難路の確保については、減災対策上最も必要であるため、各地区における避難ルート、第1次避難場所を選定し、周知するものとします。
- ・ 避難ルートを設定する際、必要となる避難道路については、優先的に整備が可能となるよう、道路整備計画を策定します。

③津波被害軽減対策

- ・ 津波浸水区域のうち、現集落内での再建を検討している地域では、海岸堤防や護岸堤防の嵩上げ、津波の威力を軽減させるための防災緑地、嵩上げた道路等を整備し、



復興ビル屋上に設置したモーターサイレン

被害を軽減します。

- ・また、確実に避難できる避難路の新設や拡幅を実施し、地域の孤立を防ぎます。

④情報通信基盤の整備

- ・災害時に地震、津波情報や、避難指示等の情報を一斉にかつ確実に伝達することによる、市民の生命・財産を守るための対策を行い、沿岸部をはじめとする本市の防災・減災対策の向上を図るために緊急情報伝達システムを整備します。
- ・また、防災行政無線だけでなく、メール、ラジオ等の多重化による情報通信体制を図り、より確実な防災体制を図ります。



⑤地域防災計画（地域まちづくり計画）及びマップの策定

- ・被災地を災害に強いまちへ再生するため、本市の防災の指針となる地域まちづくり計画（地域防災計画）を策定し、市民の安全・安心を確保します。
- ・また、自らの住む町の災害危険性を知ることや災害に関する正しい知識を得るため、防災に関するマップを作成し、日ごろから減災意識の啓蒙を図ります。

⑥防災教育訓練

- ・避難路や避難場所の選定し、周知するなど、減災対策を確実に実行するため、市関係機関団体、各自主防災組織が連携した防災教育訓練を実施します。

主な施策

事業名	実施地区・箇所	事業概要
介護基盤復興まちづくり整備事業	総合福祉センター	震災により損壊した設備等の修繕を図り、避難所として整備する。
介護基盤復興まちづくり整備事業	相馬市老人憩の家	震災で損傷した設備の修繕を図り、避難所として整備する。
公立学校施設災害復旧事業	大野小学校	屋内避難所として位置付けている同校校舎を改修し、市民の安全を確保する。
公立学校施設整備費国庫負担事業 公立学校施設災害復旧事業	桜丘小学校 屋内運動場	屋内避難所として位置付けている同校屋内運動場を改修し、市民の安全を確保する。
学校施設環境改善事業	磯部小学校 屋内運動場	屋内避難所として位置付けている同校屋内運動場を改修し、市民の安全を確保する。
学校施設環境改善事業	中村第二中学校	屋内避難所として位置付けている同校校舎を改修し、市民の安全を確保する。
学校施設環境改善事業	日立木小学校	屋内避難所として位置付けている同校校舎を改修し、市民の安全を確保する。
学校施設環境改善事業	中村第一中学校 屋内運動場	屋内避難所として位置付けている同校屋内運動場を改修し、市民の安全を確保する。
地域情報通信基盤災害復旧事業	磯部地区	磯部地区の被災した情報通信基盤（光ファイバ網）を復旧する。
防災行政無線整備事業	市内	確実な避難誘導の伝達体制として、沿岸部はもとより市内全域での子局増設や戸別受信機を整備する。
防災倉庫整備事業		災害時における食糧等の備蓄機能や救援物資の受け入れ及び供給を行うための機能を有した施設を整備する。
道路事業【再掲】 《復興交付金事業》	原釜、尾浜、岩子、柏崎、 磯部、蒲庭地区	被災した地域から市内の津波による被害がない安全な地域まで確実に通行できる道路を整備する。 ○津波浸水区域から安全な場所への避難路の整備

第10項 被災鎮魂記念館の整備

課題

東日本大震災の被害は甚大で、死亡者が458名にのぼりました。市内沿岸部に居住していた方が多数亡くなられており、これは地震によって引き起こされた津波による被害の大きさを物語っています。

このような状況の中、天皇、皇后両陛下が黙礼された地に、亡くなった人の追悼のため、また、この痛ましい震災をいつまでも忘れることなく、後世に託す義務があるため、生き残った私たち市民は、震災により亡くなられた方への哀悼の意を胸に、強く未来を歩んでいく決意を示すため、被災鎮魂記念館を整備します。

復興方針

- ・ 震災犠牲者の慰霊
- ・ 市民の防災意識の啓蒙

具体的施策

①目的

- ・ 今回の震災を忘れることなく、かつ震災の犠牲者となられた方々の慰霊のために原釜地区に施設を整備します。
- ・ 施設整備にあたっては、今回の震災の記録等を残し、経験した教訓を正確に次世代に伝え、安全・安心のまちづくりや、防災教育、防災・危機管理に関する研究などに役立てることができる機能を持たせることとします。

②モニュメントの設置

- ・ 天皇、皇后両陛下がご視察され、被災を悼み黙礼された地であり、またブータン国王も犠牲者を悼み黙とうを捧げた場所に、祭壇を作り手を合わせる施設等を整備します。



相馬市東日本大震災追悼式(H24.3.11)



第11項 再生可能エネルギー生産の整備

課題

福島第一原子力発電所の事故により、国及び県ではエネルギー政策見直しの議論が積極的に行われております。これらの議論の中で、太陽光発電や地熱発電といった再生可能エネルギーの有用性や積極的推進の方向性が述べられております。

本市における再生可能エネルギーの導入促進の施策については、震災以前には、これから取り組むべき施策として太陽光発電システムを学校施設の建設に際し導入してきました。

再生可能エネルギーについては、様々な議論はあるものの、独力でのエネルギー調達等、その有用性を十分に発揮するため、本市ではこれから新しく建設をする公共施設についてシステムの積極的な導入を図ること、また、再生可能エネルギーの必要性を世界中に訴える必要があります。

なお、再生可能エネルギー事業実施については、民間事業者の事業化を見据えた活用策を検討します。

復興方針

- ・新しい公共施設の建設時における太陽光発電導入促進
- ・住宅用太陽光発電システム設置補助
- ・被災地有効活用のための再生可能エネルギー活用策の検討

具体的施策

①災害公営住宅へのソーラー搭載

- ・新しく建設する災害公営住宅には、再生可能エネルギーを利用します。
- ・今後、復旧・再建する公共施設においては、最大限再生可能エネルギーの活用を検討します。

②各種企業、団体からの寄贈と利活用

- ・各種企業、団体からの再生可能エネルギー導入に関する寄贈等については、これを広く受け入れ、本市における再生可能エネルギーの積極的利用をPRするため、積極的に広報します。
- ・寄贈される再生可能エネルギー施設、機器等については、当面はこれを公共施設等で活用し、国のエネルギー施策の動向を踏まえた中で、水産業や誘致企業での利活用が可能となった際には、立地企業への優遇措置として利活用を図るべく検討します。



太陽光発電設備の寄贈

③ソーラー設置の呼びかけ

- ・震災後に高まっている再生可能エネルギーへの転換、特にソーラー発電については、その有用性を広く訴え、世界的に設置を呼びかけます。

④住宅用太陽光発電システム設置のための補助

- ・個人が自らの意思で進められる環境保全への取り組みとして、クリーンなエネルギーである太陽光発電の普及を図る趣旨から、住宅用の太陽光発電システムを設置する市民を対象に、その経費の一部を補助します。

⑤被災地有効活用のための再生可能エネルギー活用策の検討

- ・市では、東日本大震災によって壊滅的な被害を受けた地域を市が買い取り、メガソーラーを中心とした事業用地として利用することを予定しています。
- ・事業実施にあたっては、メガソーラー等の再生可能エネルギー発電施設整備に留まることなく、再生可能エネルギーを利用した農業・水産業等の生産・加工事業、その製品等の流通・販売、相馬市の防災機能の充実等、相馬市の地域経済発展のため、幅広い事業展開の可能性があると考えています。
- ・これら幅広い事業を包含した構想を立案・実現するためには、行政だけでなく、電力会社をはじめ、様々な分野の企業等との連携が必要不可欠であるため、民間企業等からの提案・協力をいただきながら、活用策を検討します。



原釜地区現況(H24.3.13)



磯部地区現況(H24.3.7)

相馬市復興会議 設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東日本大震災からの復興について検討を行うため、相馬市復興会議（以下「復興会議」という。）を設置し、その運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 復興会議は、次に掲げる事項を検討するものとする。

- (1) 被災地の復興に関する事項
- (2) 復興計画に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(復興会議の委員)

第3条 復興会議は、委員30人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係諸団体の代表者
- (2) 市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 復興会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は市長とし、副委員長は委員の中から互選により選任する。

3 委員長は、復興会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(復興会議の開催)

第6条 復興会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 復興会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会)

第7条 復興計画を策定するにあたり、議論の取りまとめを行うために理事会を置くことができる。

2 理事は、市長が委嘱する。

3 理事会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が復興会議に諮って定める。

(専門部会)

第8条 復興計画に記載する各施策に関する事項について調査研究するため、専門部会を置くことができる。

2 部会員は、市長が委嘱する。

3 専門部会の運営に関し必要な事項は、その都度委員長が復興会議に諮って定める。

(事務局)

第9条 復興会議の事務局は、企画政策部企画政策課内におく。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、復興会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年6月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年12月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年3月21日から施行する。

相馬市復興会議委員

平成24年3月29日現在

団 体 名	役 職 等	氏 名
行政区長	相馬市区長会 中村東部地区 理事	飯土井光毅
	相馬市区長会 飯豊地区 理事	幾世橋重夫
	相馬市区長会 磯部地区 理事	鈴木 陽一
	相馬市区長会 日立木地区 理事	今村 清忠
相馬市議会	相馬市議会 議長	佐藤 満
	相馬市議会 副議長	小泉 正人
	相馬市議会 東日本大震災復興調査特別委員会 委員長	根岸 利宗
	相馬市議会 東日本大震災復興調査特別委員会 副委員長	石橋 浩人
相馬商工会議所	相馬商工会議所 会頭	荒井 宏美
相馬双葉漁業協同組合	相馬双葉漁業協同組合 代表理事組合長	南部 房幸
そうま農業協同組合	そうま農業協同組合 相馬中村地区担当理事	山田 一男
相馬市社会福祉協議会	相馬市社会福祉協議会 会長	只野 裕一
そうま土地改良区	そうま土地改良区 副理事長	島 義重
相馬警察署	相馬警察署 署長	金子 堅一
相馬地方広域消防本部	相馬消防署 署長	佐藤 久
相馬市消防団	相馬市消防団 団長	荒 忠夫
相馬市関係	相馬市 市長	立谷 秀清
	相馬市 副市長	佐藤 憲男
	相馬市 教育長	山田耕一郎

相馬市 総務部長	菊地 利宗
相馬市 企画政策部長	橘川 茂男
相馬市 民生部長	青田 稔
相馬市 保健福祉部長	星 光
相馬市 産業部長	吉野 光一
相馬市 建設部長	小山 健一
相馬市 議会事務局長	長沢 宏昌
相馬市 教育部長	臺内 吉重
相馬市 生涯学習部長	渡部 卓
相馬方部衛生組合 事務局長	松野 泰章
相馬地方広域水道企業団 事務局長	荒 政明

相馬市復興会議「顧問会議」委員

氏 名	役 職 等
北 川 正 恭	早稲田大学大学院 公共経営研究科 教授 元三重県知事
大 澤 貫 寿	東京農業大学 学長
大 石 久 和	財団法人 国土技術研究センター 理事長 元国土交通省 技監
牧 野 治 郎	社団法人 日本損害保険協会 副会長 元国税庁長官
上 昌 広	東京大学医科学研究所 先端医療社会コミュニケーションシステム 社会連携研究部門 特任教授
新 浪 剛 史	株式会社 ローソン 代表取締役社長 ローソン大学 学長
長 有紀枝	立教大学大学院 21世紀デザイン研究科 教授 特定非営利活動法人 難民を助ける会 (AAR) 理事長

相馬市復興会議 会議経過

- ・第1回 相馬市復興会議 平成23年 6月 3日
 - ・(1) 復興に向けた基本方針について
 - ・(2) 相馬市復興会議理事の選任について
 - ・(3) 今後のスケジュールについて
- ・第2回 相馬市復興会議 平成23年 6月15日
 - ・(1) 復興計画(第一次計画)の概要について
- ・第3回 相馬市復興会議 平成23年 6月22日
 - ・(1) 復興計画(第一次計画)の概要について(ハード事業の概要について)
- ・第4回 相馬市復興会議 平成23年 6月29日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第5回 相馬市復興会議 平成23年 7月13日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第6回 相馬市復興会議 平成23年 7月20日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第7回 相馬市復興会議 平成23年 8月 3日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第8回 相馬市復興会議 平成23年 8月17日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第9回 相馬市復興会議 平成23年 8月24日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)について
- ・第10回 相馬市復興会議 平成23年 8月29日
 - ・(1) 復興計画(バージョン1-①)の策定について
- ・第11回 相馬市復興会議 平成23年 9月 5日
- ・第12回 相馬市復興会議 平成23年 9月12日
- ・第13回 相馬市復興会議 平成23年 9月20日
- ・第14回 相馬市復興会議 平成23年 9月26日
- ・第15回 相馬市復興会議 平成23年10月 3日
- ・第16回 相馬市復興会議 平成23年10月11日
- ・第17回 相馬市復興会議 平成23年10月17日
- ・第18回 相馬市復興会議 平成23年10月25日
- ・第19回 相馬市復興会議 平成23年10月31日
- ・第20回 相馬市復興会議 平成23年11月 8日
- ・第21回 相馬市復興会議 平成23年11月14日
- ・第22回 相馬市復興会議 平成23年11月21日
- ・第23回 相馬市復興会議 平成23年12月 5日
- ・第24回 相馬市復興会議 平成23年12月19日

- ・第25回 相馬市復興会議 平成23年12月26日
- ・第26回 相馬市復興会議 平成24年 1月11日
- ・第27回 相馬市復興会議 平成24年 1月16日
- ・第28回 相馬市復興会議 平成24年 1月23日
- ・第29回 相馬市復興会議 平成24年 1月30日
- ・第30回 相馬市復興会議 平成24年 2月 6日
- ・第31回 相馬市復興会議 平成24年 2月13日
- ・第32回 相馬市復興会議 平成24年 2月20日
- ・第33回 相馬市復興会議 平成24年 2月27日
- ・第34回 相馬市復興会議 平成24年 3月 5日
- ・第35回 相馬市復興会議 平成24年 3月21日
- ・第36回 相馬市復興会議 平成24年 3月29日

相馬市復興会議「顧問会議」 会議経過

- ・第1回 相馬市復興会議「顧問会議」 平成23年6月19日
 - ・（1）相馬市復興計画の概要について
- ・第2回 相馬市復興会議「顧問会議」 平成23年8月25日
 - ・（1）相馬市復興計画について
- ・第3回 相馬市復興会議「顧問会議」 平成23年11月7日
 - ・（1）復興に関するこれまでの取り組みについて
 - ・（2）被災地における新しいまちづくりについて
- ・第4回 相馬市復興会議「顧問会議」 平成24年3月26日
 - ・（1）復興に関する取り組みについて
 - ・（2）相馬市復興計画の改定について